

子育てガイドブック



守口市シンボルキャラクター
「もり吉」

さあ始めよう! まずは1カ月から!

ベビークラス 1カ月おためし教室

火・金・土 11:00~11:50

(土曜日は月2回)

ご見学はいつでも!

受講料 **3,850円(税込)**

詳細は
HPで!



パパ、ママも通っていた守ロスイミングに
ぼくも! わたしも! 行きたい!!

無料体験 (1回) 受講できます。

要予約

※当校で初めて習われる方が対象です。(おためし教室の受講前まで)



おためし教室 * 受講者特典 *

特典
1

おためし教室終了後、2週間以内に正会員お申し込みで

入会金
5,500円

▶ **入会金0円 + 水着** をプレゼント!

特典
2

おためし教室終了までに正会員お申し込みで、特典①に加え、

さらに 入会月の授業料 **半額!**



※1年以内に再入会の方の特典は「入会金0円」のみとなります。 ※キャンセル料は1,000円です。受講日以降のキャンセルはできません。

イトマンスイミングスクールグループ



守ロスイミングスクール

守口市京阪北本通1-23

☎06-6991-7171



●営業時間のご案内 平日/10:00~18:00 日曜/10:00~13:00 ※毎月29日、30日、31日と祝日はお休みです。

はじめに

この「守口市 子育てガイドブック」は守口市の子育てに関する情報を一冊にまとめた情報誌です。

子育て中の方や出産を控えている方が、いつでもどこでも活用され、子育てに役立てていただけることを願っています。



最新情報をお届け!

LINE公式アカウント
登録してね!!



登録方法① LINEアプリの「友だち追加」から



←二次元コードを読み取り
「守口市」を追加して登録!

登録方法② LINEアプリの「公式アカウント」から

「守口市」を検索して登録!

新着情報やイベント情報など、生活に便利な情報を配信しています。ぜひ友だち追加してくださいね♪

※コンテンツの一部は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)の情報をもとに株式会社ジチタイアドが作成したものです。
※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

令和8年3月発行

発行:守口市

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

目次 (左から順にサービスの内容、そのサービスを受けられる対象者、掲載しているページを記載しています。)

サービスの内容	対象者	0歳	～5歳		～12歳	～15歳	～18歳	～20歳未満	保護者	その他	掲載頁
			乳児	幼児	小学生	中学生	高校生				
子育てカレンダー		○	○	○							6・7

妊娠がわかったら

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付・妊婦健康診査										○	8
妊婦歯科健康診査										○	8
妊婦のための支援給付(1回目)										○	8
低所得の妊婦に対する初回産科等受診料支援事業										○	8
妊産婦タクシー利用の支援										○	9
両親教室(プレパパ&プレママ)										○	9
分娩費の支援										○	9
マタニティサロン										○	9
流産や死産でお子さまを亡くされた方へ										○	9

赤ちゃんが生まれたら

産婦健康診査										○	10
こんにちは赤ちゃん訪問	○									○	10
妊婦のための支援給付(2回目)	○									○	10
産後ケア事業	○									○	10
子育て世帯訪問支援事業										○	11
予防接種	○	○	○	○	○	○	○				11
【コラム】育児休業制度と男性の育児参加										○	11
乳幼児の健康診査等	○	○	○								12
出産される被保険者の国民健康保険料の減額										○	13
出産育児一時金										○	13
低体重児の場合	○									○	14
【コラム】赤ちゃんの駅	○	○	○							○	14

サービスの内容	対象者		～5歳		～12歳	～15歳	～18歳	～20歳未満	保護者	その他	掲載頁
	0歳		乳児	幼児	小学生	中学生	高校生				

手当や助成について

不妊検査および不妊治療(一般)に係る費用の助成										○	15
児童手当	○	○	○	○	○	○					16
子ども医療費の助成	○	○	○	○	○	○					17

認定こども園・幼稚園・保育所等について

幼児教育・保育の無償化/副食費の無償化	○	○	○								18
認定こども園・幼稚園・保育所等への入園(所)方法	○	○	○								18
こども誰でも通園制度(3歳未満)	○	○	○								18
預かり保育事業の無償化	○	○	○								19
認可外保育施設等の無償化	○	○	○								20
地域子育て支援拠点事業	○	○	○						○		20
子育て相談									○		20

一時的に保育支援を受けたいとき

一時預かり	○	○	○								21
病児・病後児保育	○	○	○	○							21
ファミリー・サポート事業	○	○	○	○							21
ショートステイ・ワイルドステイ	○	○	○	○	○	○			○		21

市立学校(小・中・義務教育学校)での取り組み

入学までの流れ			○	○							22
就学援助費				○	○						23
もりぐち児童クラブ (登録児童室・入会児童室)			○	○							23
【コラム】学校・家庭・地域がつながる 小中一貫教育										○	24

目次 (左から順にサービスの内容、そのサービスを受けられる対象者、掲載しているページを記載しています。)

サービスの内容	対象者	0歳	～5歳		～12歳	～15歳	～18歳	～20歳未満	保護者	その他	掲載頁
			乳児	幼児	小学生	中学生	高校生				

ひとり親家庭への支援

児童扶養手当	○	○	○	○	○	○					25
ひとり親家庭医療費の助成	○	○	○	○	○	○			○		25
大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度									○	○	26
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金									○		26
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金									○		26
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業								○	○		27
ひとり親家庭のための相談									○		27
離婚前後家庭支援事業									○		27

障がい児への支援

児童発達支援の無償化/副食費の無償化	○	○	○								28
児童発達支援	○	○	○								28
児童発達支援センター通園	○	○	○								28
児童発達支援センター 保育所等訪問支援、計画相談、一般相談	○	○	○	○	○	○					29
保育所等訪問支援	○	○	○	○	○	○					29
放課後等デイサービス				○	○	○					29
障がい福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○				29
特別児童扶養手当	○	○	○	○	○	○	○				30
障がい児福祉手当	○	○	○	○	○	○	○				30
守口市軽度難聴児補聴器交付事業	○	○	○	○	○	○					30

子育てに悩んだら

子育てについて (どこへ相談してよいか悩んだら)	○	○	○	○	○	○			○		31
発達や健康の悩み	○	○	○						○		31
障がいについて	○	○	○	○	○	○			○		31
就学について			○	○					○		31
学校やいじめ、不登校に関する悩み			○	○	○				○		32
子どもの非行に関する悩み	○	○	○	○	○	○			○		32

サービスの内容	対象者	年齢								掲載頁
		0歳	～5歳 乳児 幼児	～12歳 小学生	～15歳 中学生	～18歳 高校生	～20歳 未満	保護者	その他	

地域の活動

子育てサークル	○	○	○						○		33
守口親まなびの会					○	○	○	○	○	○	33
地域でスポーツや文化活動に参加したい				○	○						33
【コラム】子どもを守る地域活動									○	○	33

親子ででかけよう

「あえる」の子育て支援事業	○	○	○						○		34
親子で参加できる教室など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	34

地図で見る子育て関連施設

守口市子育てマップ											35・36
守口市内障がい児通所支援事業所マップ											37・38

子どもが病気になったら

休日・夜間診療所・緊急医療体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○		39
【コラム】虐待かもと思ったら									○	○	39

※市組織改編のため、一部サービスの間合せ先が変更となる可能性がありますので、ご了承ください。



こそだてアプリ

「MORIKKO(もりっこ)」

妊娠から出産、子育てまでをフルサポート

by母子モ

お子さまの成長を
カンタンに記録!

家族皆で
共有もできます。

予防接種も
カンタンに管理!

誕生日と接種状況
などからスケジュールを
ご提案します。

体重の記録を
グラフで確認!

お母さんや赤ちゃんの
体重が自動でグラフ化、
確認できます。

アプリストアからダウンロードして、カンタン登録!



母子モ(ボシモ)
で検索!

母子モ 検索

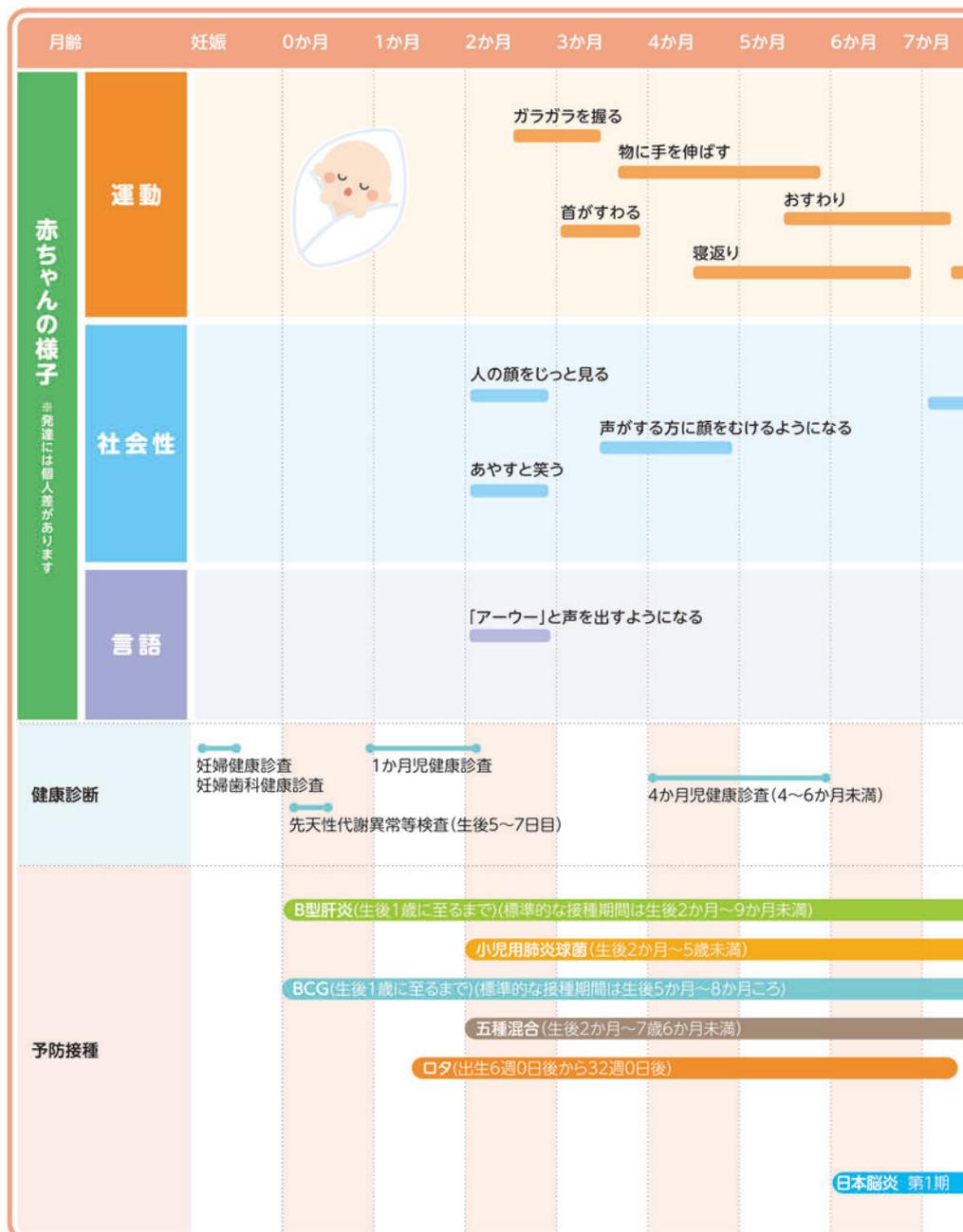
or

こちらを
読み取り



Apple および Appleロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc.の商標です。App StoreはApple Inc.のサービスマークです。Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC の商標です。

子育てカレンダー



※令和7年10月時点の定期接種の情報です。年度途中で新たな定期接種が導入されるなど変更のある場合は、広報・ホームページ等に詳細を掲載いたします。

8か月 9か月 10か月 11か月 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳

つかまり立ち

階段をのぼる

はさみを使えるようになる

親指と人差し指の先でつまむ

はいはい

一人で上手に歩く

バイバイをする

「イヤ」が多い時期
少し恥ずかしがったりする

一人遊びができるようになる

いたずらがさかんになる

好奇心旺盛になる
ごっこ遊びを楽しめる



理解できる言葉が増える 「ねんね」「マンマ」など言葉が増える

単語を言う

乳児後期健康診査(9か月～1歳未満)

2歳6か月児歯科健康診査
(2歳6か月～3歳未満)

5歳児健康診査(年中児)

1歳6か月児健康診査
(1歳6か月～2歳未満)

3歳6か月児健康診査
(3歳6か月～4歳未満)

麻しん・風しん

第1期(1～2歳未満)

水痘(1歳～3歳未満)

麻しん・風しん

第2期(幼稚園・保育園の年長児)

(生後6か月～7歳6か月未満)(標準的な接種期間は3歳～4歳)

妊娠がわかったら

妊娠したことがわかったら、妊娠届出書を提出してください。母子健康手帳と妊婦健康診査受診券、補助券をお渡しします。妊娠すると、嬉しい気持ちの反面、不安な気持ちもあると思います。心配ごとや不安があれば、お気軽にご相談ください。

母子健康手帳は、妊娠期や出産後の記録、健診結果や予防接種歴などお母さんとお子さんの健康記録としてとても大切なものです。健診や予防接種などを受けるときは必ず持参してください。また、妊娠中やお子さんと外出するときも母子健康手帳を持ち歩くと、急な体調不良等で医療機関にかかる際、必要な情報がすぐにわかり、適切な対応をうけることができます。

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付・妊婦健康診査

ご自身やお腹の赤ちゃんのためにも健康に過ごし、妊娠に伴うリスクを軽減するため、妊婦健康診査(問診、内科診察、血液検査、HBs抗原検査、尿検査等)を積極的に受診しましょう。母子健康手帳の交付を受けた際にお渡しした妊婦健康診査受診券を使って、妊娠中に14回公費負担(一部自己負担有り)で健康診査を受けられます。妊婦健康診査を受診するときは、母子健康手帳を忘れないようにしてください!

母子健康手帳
交付予約▼



※多胎児を妊娠されている方は、通常の妊婦健康診査(14回)に加え、5回分(15から19回分まで、1回につき5,000円)を公費負担で受けられます。

〈対象者〉妊婦

〈その他〉里帰り出産などの理由で、妊婦健康診査を自らの費用負担で受診された場合、使用しなかった受診券等に相当する回数(範囲内で償還払い(払い戻し)をいたします。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

妊婦歯科健康診査

事前予約制で無料の妊婦歯科健康診査を実施しています。むし歯や歯周病は妊娠中に悪化しやすく、特に歯周病は早産や低体重児出産の原因となります。また、胎児の発育や子どものむし歯の発生にも関わると言われています。ぜひ受診しましょう!

〈対象者〉妊婦

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

妊婦のための支援給付(1回目)

安心して出産・子育てができる環境整備の一環として、経済的支援として妊娠届出後に妊婦のための支援給付を支給します。

〈対象者〉妊婦の方(産科医療機関等を受診し、胎児の心拍確認をされた方)であって、申請時点で本市に居住している方

〈支給額〉5万円(多胎妊娠の場合も5万円)

〈申請方法〉子ども家庭センターの窓口で、妊娠届出時にアンケートを提出し、妊娠された方ご本人が助産師・保健師等との面談を実施した後、申請いただけます。妊娠された方の本人確認書類と振込先が確認できる書類をお持ちください。

※申請には、マイナンバーカード等のマイナンバーの確認が出来る書類が必要です。

〈申請期限〉産科医療機関を受診し、妊娠の事実(胎児心拍)を確認された日から2年以内

〈支給方法〉支給の決定をしたときは、決定通知書により申請者に通知します。その後、ご指定の口座へ振込します。

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6996-3006

低所得の妊婦に対する初回産科等受診料支援事業

低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、妊娠の判定に要する初回の産科等受診料の一部または全部を助成します。

〈その他〉所得制限等があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

妊産婦タクシー利用の支援

通院等外出の際に公共交通機関を利用することに不安を抱えている、妊産婦の市民の方の経済的・精神的な負担を軽減するため、タクシーの利用料金の一部を支援することで、妊産婦の市民の方の健康保持及び増進に寄与することを目的に、タクシー利用券を交付します。

〈対象者〉 令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊産婦(他市で届出をした、守口市に転入する日まで継続して妊娠している妊婦も含みます)

〈申請方法〉 妊娠の届出を行う際に、タクシー利用券を交付希望であることを申し出てください。

※他市で妊娠の届出を行った後、守口市へ転入した場合は、転入後面接の際に、交付希望であることを申し出てください。

※面接時に申し出されなかった場合でも、母子手帳の交付日(転入された方は転入日)から6か月以内に申し出れば、交付を受けられます。

〈交付額〉 10,000円(500円券20枚綴り)

〈交付方法〉 妊娠届出時に交付します。

〈利用方法〉 大阪タクシー共通乗車券運営協議会加盟のタクシー会社に所属するタクシーの乗車時に、共通して利用できます。

加盟している会社は同協会HP(右二次元コード)で検索できます。

※大阪府下交通圏で利用可能となっており、区域外運送のタクシー(他府県で営業しているタクシー)では利用できません。



問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

両親教室(プレパパ&プレママ)

赤ちゃんのおふろの実習やパパの妊婦体験など、子育てに関する知識や情報を体験し学ぶことで、ママやパパの出産前からの子育て準備のお手伝いをします。また、男性の育児参加の大切さについても考える機会となっています。※受講にはオンラインでの予約が必要です。

〈対象者〉 妊婦とその配偶者

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

分娩費の支援

保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院して助産を受けることができない人に対して、分娩費を支給しています。この制度を活用できる医療機関は指定助産施設のみとなりますので、ご注意ください。

〈対象者〉 生活保護受給中または市民税非課税世帯等の妊婦

〈支給額〉 分娩に要した費用

〈申請方法〉 出産予定日の2か月前から出産するまでの間に子ども家庭センター「あえる」で申込み

〈必要なもの〉 ①マイナンバーカード、②母子健康手帳、

③以下のいずれか1つ

○マイナ保険証 ○資格確認書

※生活保護を受給している人は生活保護受給証明書が必要です。

〈支給方法〉 助産施設へ分娩費を直接支給

〈その他〉 所得制限および、収入に応じた自己負担金があります。詳しくはお問い合わせください。

※出産後の申込みはできません。

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

マタニティサロン

安心して出産・子育てができるように、出産や子育てに関する知識や情報を学び、助産師さんに気軽に相談できる場です。※受講にはオンラインでの予約が必要です。

〈対象者〉 妊婦

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

流産や死産でお子さまを亡くされた方へ

流産や死産でお子さまを亡くされた方の悲しみは計り知れません。

子ども家庭センターでは、お子さまを亡くされた方の悲しみや辛いお気持ちがあしでも軽くなるお手伝いができればと思っています。様々な感情やお気持ちをご自分だけ、あるいはご家族だけでは受け止められない時もあります。今のお気持ちを話すことができる場所の一つとして、下記の相談窓口をご利用ください。

〈相談窓口〉 おおさか性と健康の相談センター ☎06-6910-1310

〈その他〉 「妊婦のための支援給付」の支給対象となる場合がありますので、下記「問合せ先」までご相談ください。

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

MEGUMI DENTAL CLINIC



めぐみ歯科

歯科医師を含む全スタッフが女性のクリニック

当医院では、小児歯科・矯正歯科の担当医が勤務しており、

小児からの矯正治療や咬合誘導を行っています。

さらに保育資格を持つスタッフを配備しているため、安心して

お子様を預けることが出来ますよ。



ママさんに嬉しい教室を開催中!

お口の健康と歯列の安定には口腔周囲筋の正しい使い方が重要です。食べ方・飲み込み方が正しくないお子様には、口腔筋機能の評価を行い、正しい口腔機能を獲得するため(回復するため)の指導や訓練を行っています。

※18歳未満で口腔機能発達不全症と診断された場合、保険適用。

ご家族と一緒に来院いただけますので、お気軽にご相談ください。



ママさんに嬉しいポイント

キッズルーム完備



治療椅子にDVD完備しており、治療への恐怖心を取り除く配慮をおこなっています。

妊産婦教室



妊娠中から産後のママ、ご家族も参加OK教室(無料)通じて、ママとお子さまの安心のセルフケア習慣を。ママとお子様に合わせてセルフケアの方法や最適なグッズのご説明をいたします。

マタニティ検診



妊娠期の口腔環境プログラムで健やかなマタニティライフを。妊婦さんのためのマタニティ歯磨きサポート、妊娠中の歯と歯ぐきを守るセルフケア指導。

06-6995-6480

矯正相談や歯科医師の希望がある場合は直接お電話をお願い致します。

診療時間	月	火	水	木	金	土・日
9:30~13:00	●	●	-	●	●	▲ 9:30~12:00
15:30~18:00	●	●	-	●	●	▲ 14:30~16:00

歯科

小児歯科

矯正歯科

アクセス 〒570-0075 大阪府守口市紅屋町8-8
京阪滝井駅 東改札出てスグ!駅直結です!

Instagram <https://www.instagram.com/megumidentalclinic/>



ホームページはコチラから!

<https://www.m-6480.com/>

検索



Instagram



休診日 水曜日・祝日

赤ちゃんが生まれたら

出生した日から14日以内に出生届を総合窓口へ提出してください。必要なものは出生届(※)、母子健康手帳です。出生届の提出時に併せて、子育て支援政策課にて児童手当、子ども医療費助成の申請も行ってください。届出人はお父さんやお母さんなど、届出先は生まれたところ、本籍地、届出人の住所地のいずれかの市区町村です。※出生届は、医師・助産師からお受け取りください。

産婦健康診査

出産後のお母さんのこころとからだは、ホルモンバランスや環境の変化、分娩後の疲れ等により心身の不調をおこしやすい時期です。出産(流産及び死産を含む。)後間もない時期のお母さんのこころとからだの健康状態を把握するため産婦健康診査を受診しましょう。

- 〈対象者〉産婦 (健康内容) 問診、診察、体重および血圧測定、尿検査、こころの健康チェック
- 〈受診時期〉出産後2週間前後及び出産後1か月前後に各1回 (助成額) 1回につき5,000円(上限)
- 〈受診方法〉受診票を委託医療機関または助産院の窓口へ提出して受診してください。(一部使用できない医療機関等もありますので、事前に受診を希望する医療機関等にご確認ください。)
- 〈その他〉里帰り出産などの理由で、産婦健康診査を自らの費用負担で受診された場合、使用しなかった受診券等に相当する回数の範囲内で償還払い(払い戻し)をいたします。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6996-3006

こんにちは赤ちゃん訪問

助産師、保健師等が生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭を全戸訪問し、赤ちゃんの様子を確認させていただきます。育児について、悩んでいること、分からないことがあれば、ご相談ください。

事前にお電話をしてからお伺いします。(助産師の訪問は、個人の電話番号からお電話します。)訪問員は必ず訪問員証を携帯しています。費用は無料です。

里帰り先で受けることも可能です。ご希望の場合は「あえる」までお早めにご連絡ください。

- 〈対象者〉生後4か月までの乳児・保護者

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

妊婦のための支援給付(2回目)

安心して出産・子育てができる環境整備の一環として、経済的支援として出生届出後に妊婦のための支援給付を支給します。

- 〈対象者〉申請時点で本市に居住している方 (支給額) 5万円(対象のお子様1人につき5万円)
- 〈申請方法〉出産後、こんにちは赤ちゃん訪問等により子ども家庭センターの助産師・保健師等がご自宅へ訪問します。アンケートにご記入いただき、面談を実施した後、申請書をお渡します。ご記入いただき添付書類とともに返信用封筒でご返送ください。妊娠された方の本人確認書類の写し(コピー)、振込先が確認できるもの写し(コピー)の添付が必要です。

※振込先は、妊産婦のご本人名義の口座のみ指定可能です。

※申請には、マイナンバーカード等のマイナンバーの確認が出来る書類が必要です。

- 〈申請期限〉出産予定日の8週間前の日から2年以内※出産前の申請を希望される場合は、下記問合せ先にご連絡ください。
- 〈支給方法〉支給の決定をしたときは、決定通知書により申請者に通知します。その後、ご指定の口座へ振込します。

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6996-3006

産後ケア事業

出産後のお母さんにおこりやすい体の不調や心の不安定さに対してはセルフケアが大切となります。体調や心を整え安心して子育てできるよう、お住まいまたは産後ケア宿泊施設(産科医療機関)にて、助産師等が「お母さんのケア」「育児のお手伝い」など専門的なサポートをします。(令和8年度より内容が変更となる可能性があります。ご利用前にホームページをご確認ください。)

- 〈対象者〉生後5か月未満(訪問型は1歳未満)の赤ちゃんとお母さんと産後ケアを必要とする方

〈種類と費用〉「訪問型」「宿泊型」及び「通所型」があります。利用費用の一部を市が助成しています。

- 訪問型:1回2時間・最大3回まで…利用者自己負担額:1,000円/回 生活保護世帯:500円/回
- 宿泊型:最大6泊7日まで……………利用者自己負担額:1泊2日4,000円/回 追泊2,000円/泊 多胎児加算1,000円/泊 生活保護世帯:1泊2日2,000円/回 追泊1,000円/泊 多胎児加算500円/泊
- 通所型:最大7日まで……………利用者自己負担額:2,000円/回 多胎児加算:1,000円/回 生活保護世帯:1,000円/回 多胎児加算:500円/回

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

子育て世帯訪問支援事業

出産前後や、保護者の体調不良により、育児や家事の支援が必要な方に週に1回程度ヘルパーを派遣する事業です。申し込みにつきましては、こども家庭センター「あえる」までお電話にてお問い合わせください。

問合せ先 こども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6992-1655

予防接種

子どもは発育とともに、外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。子ども自身で免疫をつくって病気を予防するために、生後2か月になったら予防接種を受けましょう。予防接種法によって、対象者や接種間隔などが定められている定期接種はルールを守っていただければ、無料で受けることができます。

〈接種場所〉 定期接種は、原則、北河内5市内(守口・門真・寝屋川・大東・四條畷)の委託医療機関で接種してください。

委託医療機関一覧は市ホームページに掲載。

〈申込方法〉 予防接種の申し込みは、直接、委託医療機関をお願いします。

予約制の医療機関が多いので事前に電話で確認するようにしてください。

〈持参するもの〉 ①母子健康手帳

②子ども医療証など(氏名・住所・生年月日が確認できるもの)

予防接種は医療機関に備えています。

※接種日当日に、医療機関へ①②を持参してください。

〈注意!〉 里帰りや重篤な疾病のため他市医療機関での接種を希望する場合は、接種前に「予防接種依頼書」の発行手続きをしていただく必要があります。接種前に手続きをしていない場合は公費助成できません。

※令和7年10月時点の定期接種の情報です。年度途中で新たな定期接種が導入されるなど変更のある場合は、広報・ホームページ等に詳細を掲載いたします。



予防接種と守口市での
予防接種の受け方について

問合せ先 健康推進課(市民保健センター内) ☎06-6992-2217



コラム 育児休業制度と男性の育児参加

〈育児休業制度とは?〉

1歳未満の子どもを育てるために、子どもの1歳の誕生日の前日まで休みを取ることができる制度で、父親でも母親でも取得できます。

さらに、保育所等の利用申し込みをしたが、入所できないなど一定の要件を満たす場合、子どもが最長2歳になるまで休みを延長することができます。

育児に関する制度にはさまざまな種類があり、有効に活用して、パパとママ一緒に子育てをしていきましょう。

〈男性も育児参加しませんか?〉

●パパ・ママ育休プラス

両親ともに育児休業を取得する場合、あとから取得する方が1歳2か月まで育児休業を取得できる特例です。この特例の対象となるには、配偶者(事実上婚姻関係も含む)が子どもの1歳の誕生日の前日以前に育児休業を取得していることが要件となります。

●産後パパ育休(出生時育児休業)制度(令和4年10月から)

産後パパ育休とは産後8週間以内に28日を限度として2回に分けて取得できる休業で、1歳までの育児休業とは別に取得できる制度です。

男性の育児休業取得促進のため、取得二ーズが高い子の出生直後の時期(子の出生後8週間以内)に、これまでよりも柔軟で取得しやすい休業として設けられました。



厚生労働省
ホームページ
「育児休業制度」

乳幼児の健康診査等

病気の早期発見や発育状態の確認など、子どもの健康状態を確認できるのももちろん、普段気になっていることを医師などに相談できる機会ですので、受診しましょう。子どもの年齢に応じて、さまざまな健康診査等があります。健康診査等によって内容や目的が違うので、全ての健康診査等を受診しましょう。

〈対象者〉 0～5歳の乳幼児

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

乳幼児の健康診査一覧

健診名等	受診(検)の時期	内容や目的
新生児聴覚検査	おおむね 生後3日以内	自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)又は耳音響放射検査(OAE)のいずれかの検査に対して、費用の助成を行います(上限有り)。初回検査で要再検(リファア)となった場合の確認検査も助成対象です。
1か月児健康診査	生後1か月頃	先天的な病気の発見や体重の増加、筋緊張の様子などを確認します。大阪府内の委託医療機関で受診できます。
4か月児健康診査	生後4か月を 経過した頃	生後4～5か月の間に健診案内を送付します。首のすわり具合や追視、心音、皮膚の様子などを診察します。また、離乳食やアレルギーについての相談もできます。(乳児後期健康診査の受診票はこの時にお渡します。)
乳児後期健康診査	生後9～11か月頃	ひとりすわり、ハイハイ、つかまり立ちなどの運動発達と、大人のマネや人見知りなどの社会性の芽生えを確認します。大阪府内の委託医療機関で受診できます。
1歳6か月児健康診査	生後1年6か月を 経過した頃	1歳7か月頃に健診案内を送付します。歩き方や手先の動き、指さし、言葉などの「からだ」と「こころ」の発達について確認します。
2歳6か月児 歯科健康診査	生後2年6か月を 経過した頃	2歳7か月頃に健診案内を送付します。口腔衛生や栄養についての指導と希望者にフッ化物塗布を行います。また、育児相談や発達の相談も行っています。
3歳6か月児健康診査	生後3年6か月を 経過した頃	3歳7か月頃に健診案内を送付します。自我の充実など社会的な発達がみられる年齢で、こども園など集団に参加し、仲間関係をつくる時期です。自我が育ち始めているかどうか確認します。歯科では希望者にフッ化物塗布を行います。眼科では屈折検査を実施しています。
5歳児健康診査	年中児(年度中に 5歳になる児)	市内の認定こども園、保育所、幼稚園を保健師・公認心理師が巡回し、発達や行動、情緒について確認を行い、就学に向けて必要な支援を保護者や園(所)の先生と一緒に考えていきます。他市の施設(園・所)に通う子どもや、施設に通っていない子どもや、巡回日に欠席した子どもについては、市民保健センターで集団健診を実施します。

〈その他〉 里帰り出産などの理由で、新生児聴覚検査、1か月児健康診査を自らの費用負担で受診された場合、助成金の上限の範囲内で償還払い(払い戻し)をいたします。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



出産される被保険者の国民健康保険料の減額

国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産予定日又は出産日の属する月(以下「出産予定月」といいます。)の前月(多胎妊娠の場合は、3か月前)から、出産予定月の翌々月までの産前産後期間(以下「産前産後期間」といいます。)の保険料が減額されます。なお、国民健康保険以外に加入されている方は、内容が異なることがありますので、加入している健康保険組合などにお問い合わせください。

〈対象者〉 出産する予定の被保険者又は出産した被保険者(以下「出産被保険者」といいます。)

〈対象期間〉 産前産後期間の国民健康保険料を減額します。

〈届出方法〉 出産被保険者の保険料の減額を受けるためには、原則、出産被保険者の属する世帯の世帯主からの届出が必要です。詳しくは保険課までお問い合わせください。また、届出は出産予定日の6か月前から行うことができます。

〈届出記載事項〉 ①世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
②出産被保険者に係る氏名、住所、生年月日及び個人番号
③出産予定日又は出産日
④単胎妊娠及び多胎妊娠の別

〈申請に必要なもの〉 ①出産予定日又は出産日がわかる書類(母子健康手帳など)
②多胎妊娠の場合は、事実がわかる書類(母子健康手帳など)
③出産後に届出を行う場合には出産した被保険者と当該出産に係る子との親子関係がわかる書類
④本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど公的機関が発行したもの)

※出産とは妊娠85日以上での分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含みます。)及び早産も対象となります。

※産前産後期間の国民健康保険料の減額措置の施行は令和6年1月となるため、令和5年度においては、令和6年1月以降に減額の対象期間がある場合に対象となります。具体的には、令和5年11月以降に出生した被保険者から対象となります。

問合せ先 保険課 ☎06-6992-1545

出産育児一時金

被保険者が出産(妊娠12週以上の死産・流産も対象となります)した場合、出産育児一時金を支給します。なお、国民健康保険以外の方は、内容が異なることがありますので、ご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

〈対象者〉 出産した国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主

〈支給額〉 1子につき、488,000円(※産科医療補償制度に加入している分娩機関で出生した場合は、12,000円を加算)

〈申請方法〉 ①直接支払制度(守口市が医療機関などへ直接出産費用を支払う制度)を利用する場合:直接支払制度を利用する合意文書に署名して、出産を予定している医療機関などの窓口へ提出してください(保険課窓口での申請は不要)。支給額を上限として、守口市が医療機関などに直接出産費用を支払います。なお、出産費用が支給額未満となった場合は、支給額と出産費用との差額を支給しますので、保険課窓口で申請してください。

※出産費用が支給額を超える場合は、超える額を医療機関などにお支払いください。

②直接支払制度を利用しない場合:出産後、出産育児一時金を支給しますので、保険課窓口で申請してください。

〈申請に必要なもの〉 ①出産費用の領収書
②医療機関との直接支払制度に関する合意文書
③妊娠週数12週以上の出産(死産・流産の場合も含む)を確認できる母子健康手帳など
④申請書(世帯主)の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど公的機関が発行したもの)
⑤通帳など振込口座のわかるもの

〈支給時期〉 申請月の翌月末

〈支給方法〉 申請者(世帯主)が指定する金融機関の口座に振込み

問合せ先 保険課 ☎06-6992-1545



低体重児の場合

未熟児養育医療

身体の発育が未熟なままで生まれ、家庭保育が困難なため病院等に引き続き入院が必要な赤ちゃんに対して、その養育に必要な医療を給付しています。なお、おむつ代や入院時の個室料との差額など保険適用外のものについては、対象となりません。

〈対象者〉 出生時の体重が2,000g以下、または生活力が特に薄弱であって次に掲げる症状を示す赤ちゃん

- 一般状態…………… a:運動不安、けいれんがある b:運動が異常に少ない
- 体温…………… 摂氏34度以下
- 呼吸器・循環器系… a:強度のチアノーゼが持続する、チアノーゼ発作を繰り返す
b:呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にある又は毎分30以下
c:出血傾向が強い
- 消化器系…………… a:生後24時間以上排便がない
b:生後48時間以上嘔吐持続している
c:血性吐物、血性便がある
- 黄疸…………… 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸がある
(重症黄疸による交換輸血を含む)

〈申請方法〉 申請者は、対象者の保護者又は後見人であり、所得が高い人になります。入院治療開始日から3週間以内に申請してください。

※入院治療開始日から2か月を超えて申請した場合、申請日の2か月前までに受けた治療費用は対象外となります。

※入院治療開始日から3週間以内であっても、退院後の申請はできません。

※住所や加入している健康保険などが変わったときは、子育て支援政策課へご連絡ください。

〈必要なもの〉 養育医療意見書(市指定の様式)、赤ちゃんの健康保険の加入内容がわかるもの(マイナポータル上の資格情報、資格確認書等)のコピー、誓約書、世帯員全員のマイナンバーがわかるもの、申請者の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)

〈交付方法〉 申請後、約4週間で未熟児養育医療券を自宅に郵送

〈助成額〉 詳しくはお問い合わせください。

〈制限の有無〉 医療機関は指定養育医療機関に限ります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1647

低体重児訪問指導

保健師や助産師等が、低体重(2,500g未満)で生まれた赤ちゃんがいる家庭を訪問し、赤ちゃんの成長を見守り、保護者へ育児などのアドバイスや情報提供を行います。また、赤ちゃんの身体計測、発育状態等の保健指導などを行います。

〈対象者〉 低体重(2,500g未満)で生まれた赤ちゃんのいる家庭

問合せ先 こども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833



コラム

赤ちゃんの駅

赤ちゃんのいる家族が、安心して外出できる環境づくりの一環として、授乳やおむつ替えのできるスペースのある商業施設、認定こども園など公共や民間の施設を「赤ちゃんの駅」として登録しています。登録施設は、授乳やおむつ替えが安心してできる設備になっており、無料で利用できます。

〈対象者〉 未就学児と保護者

〈利用方法〉 自由に利用できる一部の民間の商業施設等を除いて、各施設の職員の指示に従ってください。

〈設置場所〉 設置場所には、「赤ちゃんの駅」の表示板(右記のイラスト)を掲示しています。



手当や助成について

安心してお子さんを育てていけるよう、市ではさまざまな支援を行っています。

ここでは、子育て家庭等への経済的な支援についてご紹介します。支援を受ける際に所得制限などがある場合がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

不妊検査および不妊治療(一般)に係る費用の助成

不妊について正しく判断し適切な治療を受けるための支援として、不妊検査・治療に要する費用の一部を助成します。

〈助成回数〉 1夫婦につき、1会計年度(4月1日から翌年3月31日の期間)分につき1回

〈助成対象費用〉 **不妊検査**

医師が不妊症の診断および不妊治療の効果を確認するために必要と認め一連の検査。

(対象となる不妊検査後、一般不妊治療をおこなわず生殖補助医療(特定不妊治療)を開始する場合は、対象となる不妊検査の費用のみ申請することができます。)

不妊治療

一般不妊治療(タイミング療法・ホルモン療法・人工授精(第3者提供の卵子・胚および精子によるものを除く。))

不妊症をきたす原因疾患の治療費

卵管鏡下卵管形成術・子宮ポリープ摘出手術・精索静脈瘤手術・精路再建手術等

〈助成対象者〉 守口市に住所を有する、婚姻の届出をしている夫婦

※検査・治療を開始してから申請を完了するまでの間、守口市内に住所を有すること

妻の年齢が43歳に達した日の属する月の末日までに受けた不妊検査及び不妊治療等

〈助成額〉 対象となる不妊検査・治療に要した費用(保険適用・適用外を問わず。自己負担額から対象外費用を除く。)の2分の1(上限5万円・100円未満切捨て)

〈申請期限〉 不妊検査又は不妊治療等を受けた日の属する年度の翌年度の9月30日

制度の詳細は市ホームページをご覧ください。お電話にて子ども家庭センター「あえる」までお問い合わせください。

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833



子どもまんなか 笑顔のまち 守口

こ まったときは
そ うだんしてね
だ れでも
まっ て るよ



児童手当

児童手当	制度改正(令和6年10月分から)
支給対象	高校生年代まで(18歳到達後最初の年度末まで)
所得制限	所得制限なし
手当月額	・3歳未満 第一子、第二子:15,000円 第三子以降:30,000円 ・3歳~18歳到達後最初の年度末まで 第一子、第二子:10,000円 第三子以降:30,000円 ※特別給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額になります。
第三子以降の算定対象	22歳到達後最初の年度末まで ただし、監護相当(※1)かつ生計費の負担(※2)をしている子に限る(※3)
支給時期	2月、4月、6月、8月、10月、12月(年6回、偶数月) ※各前月までの2か月分を支給

※大学生年代のお子さまは、多子加算のカウント対象となりますが、手当の支給対象にはなりません。

(※1)監護相当……「監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護」をいいます。

(※2)生計費の負担……「父母等がその子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその生活水準が維持することができない場合」をいいます。

(※3)独立して生計を営んでいる等の場合は算定の対象外となります。

〈請求方法〉子どもが生まれた翌日から15日以内に、子育て支援政策課へ請求してください。

(郵送でも申請可。守口市ホームページからオンライン申請も可能です。)

※公務員の人は勤務先から支給されますので、勤務先で手続きしてください。

※住所や氏名、加入する年期限などが変わったときは、子育て支援政策課へご連絡ください。

※現況届については、令和4年度から原則提出不要。

(提出が必要な方には別途通知いたします。)

〈必要なもの〉通帳のコピー、請求者とその配偶者のマイナンバーがわかるもの、

請求者の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)

※その他の書類(別居監護申立書など)が必要となる場合があります。

〈支給時期〉2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれ前月までの2か月分をまとめて支給

※制度改正後、初回は令和6年12月分より支給

〈支給方法〉請求者名義の金融機関の口座に振込み

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1647



子ども医療費の助成

通院や入院をした場合に、医療費の一部を助成しています。
なお、入院時の個室料との差額など助成対象とならない費用もあります。

- 〈対象者〉 0歳から18歳までの子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)
※次の場合は、子ども医療費助成制度の対象となりません。
■生活保護法により保護を受けている人
■児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている人
■重度障がい者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成の支給を受けている人
- 〈支払額〉 1医療機関あたり月2日を限度とし、入・通院各1日につき最大500円の一部自己負担額が必要です。
※同一月の一部自己負担額の合計が2,500円を超えた場合、下記請求手続により超過分を助成します。
※入院時の食事療養費、および院外処方箋による薬局については、一部自己負担額はありません。
- 〈交付方法〉 子育て支援政策課に申請書の提出をした後に、子ども医療証を郵送します。
※住所や加入している健康保険などが変わったときは、子どもの健康保険の加入内容がわかるものと子ども医療証を準備の上、子育て支援政策課へご連絡ください。
- 〈必要なもの〉 子どもの健康保険の加入内容がわかるもの(マイナポータル上の資格情報、資格確認書等)、対象者が就学前児童の場合のみ保護者の同意書。
- 〈助成方法〉 ※配偶者控除を受けている場合は、配偶者の同意書は不要です。
大阪府内の医療機関で受診する場合は、病院窓口でマイナ保険証等と子ども医療証を提示し、助成を受けます。
大阪府外の医療機関で受診する場合は、子ども医療証は使用できません。マイナ保険証等を提示し医療費をお支払いください。下記請求手続により、一部自己負担額を差し引いた金額を助成します。
- 〈請求手続〉 診療月の翌月以降に子どもの健康保険の加入内容がわかるもの(マイナポータル上の資格情報、資格確認書等)、自己負担額等記載の領収書、保護者の通帳、子ども医療証を持参の上、子育て支援政策課にて手続きをしてください。
- 〈有効期間〉 18歳に達する日以後最初の3月31日まで
- 問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1647

言われて嬉しいふわふわ言葉



認定こども園・幼稚園・保育所等について

「働いている間、子どもを預けたい」、「子どもの成長にあわせて、友達と遊んだり、学んだりする場がほしい」など、お子さんが生まれ、成長すると、幼稚園や保育所などへの入園を考えることと思います。

ここでは、幼稚園や保育所に加え、認定こども園や地域型保育事業について説明します。

幼稚園	3歳～5歳児の子どもが、小学校就学以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を受ける学校
保育所	0歳～5歳児の子どもで、保護者の就労などにより家庭での保育ができない子どもの保育を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せもち、0歳～5歳児の子どもを教育と保育を一体的に行う施設
地域型保育事業	家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の4つの類型があり、保育所より少人数で0歳～2歳児の子どもを保育する事業

幼児教育・保育の無償化/副食費の無償化

市では、世帯の所得に関係なく、0歳～5歳児までの認定こども園・保育所・幼稚園・小規模保育事業等の利用料を無償化(子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等については上限あり)しています。併せて、国における幼児教育・保育の無償化により、上記に加え、保育を必要とする児童(0歳～2歳児は、市民税非課税世帯のみ)の幼稚園の預かり保育・認可外保育施設・一時預かり事業等の利用料についても無償化(上限あり)しています(詳細についてはP.19～20参照)。

また、認定こども園・保育所・幼稚園を利用する3歳～5歳児の給食費のうち副食費(おかず代など)相当額について、無償化(上限額あり)しています。※各施設等において、一部実費負担はあります。

〈対象者〉 未就学児

問合せ先 こども施設課 ☎06-6992-1658

認定こども園・幼稚園・保育所等への入園(所)方法

施設の種別により申込期間および申込先が異なりますのでご注意ください。

○認定こども園(保育所部分)・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業

■年度当初(4月)の入園(所)申込みについては、こども施設課にお申し込みください。(郵送でのお申し込みも可能です。)

※申込み期間および方法等については、市広報および市ホームページにてお知らせします。

■年度途中の入園(所)については、入園(所)希望日の2か月前以降に、随時、こども施設課にお申し込みください。

(郵送でのお申し込みも可能です。)

○認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園

市立認定こども園はこども施設課へ、私立施設は各施設へ直接お問い合わせいただき、お申し込みください。

(各施設の連絡先は「P.35～36 守口市子育てマップ」を参照)

○施設の利用に関するご相談

市では施設に関する情報や地域の子育てに関する情報の提供も行っていますので、下記までお問い合わせください。

〈対象者〉 未就学児

問合せ先 こども施設課 ☎06-6992-1637

入園(所)の手続き等については、
右記二次元コードから
市ホームページをご確認ください。



こども誰でも通園制度

保護者の就労要件等を問わず、月一定時間の範囲内で、保育施設等に通園できる制度です。この制度は保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することを主な目的としています。

〈対象者〉 0歳6か月から3歳未満(満3歳に達する日の前々日まで)の未就園児

問合せ先 こども施設課 ☎06-6992-1637

利用方法や実施施設等については、
右記二次元コードから
市ホームページをご確認ください。



預かり保育事業の無償化

子育てのための施設等利用給付認定(※)のうち新2号認定又は新3号認定を受けた方で、対象施設にて預かり保育の提供を受けた場合、その費用の一部を上限額の範囲内で支給しています。

(※)子育てのための施設等利用給付認定

認定こども園の預り保育や認可外保育施設の利用料を無償とするための認定

子育てのための施設等利用給付認定

認定区分	対象年齢	認定対象の子ども
新1号 (子ども・子育て支援法 第30条の4第1号)	満3歳以上	保育の必要性のない(新2号、新3号認定に該当しない)子ども ※新制度未移行の幼稚園を利用する場合のみ
新2号 (子ども・子育て支援法 第30条の4第2号)	3歳児 (年少クラス)以上	保育の必要性のある子ども
新3号 (子ども・子育て支援法 第30条の4第3号)	3歳児 (年少クラス)未満	保育の必要性のある子ども(※市民税非課税世帯に限る)

認定に係る手続き等については、右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。



〈対象者〉 新2号認定又は新3号認定を受けた児童の保護者のうち、幼稚園、認定こども園などで無償化の対象となる預かり保育を利用している方

〈支給額〉 ①と②を比較して少ない方の金額

①450円×利用日数(上限は新2号認定が月額11,300円、新3号認定が月額16,300円) ②実支払額

〈請求方法〉 在籍する園を通じて請求してください。3か月ごとに請求することとなりますが、施設によっては取りまとめの時期が異なることがあります。(守口市外の園に在籍している場合は、市に直接請求してください。(3か月ごとに請求))

〈交付時期〉 4月から6月利用分は8月末、7月から9月利用分は11月末、10月から12月利用分は2月末、1月から3月利用分は5月末。

〈交付方法〉 利用料を在籍する園に支払い後、後日請求によりお返しする方式です。申請者が指定する金融口座に振込みます。

問合せ先 こども施設課 ☎06-6992-1658



認可外保育施設等の無償化

子育てのための施設等利用給付認定(※)のうち新2号認定又は新3号認定を受けた方で、対象の認可外保育施設等を利用された場合、その費用の一部を上限額の範囲内で支給しています。

(※)子育てのための施設等利用給付認定

認定こども園の預り保育や認可外保育施設の利用料を無償とするための認定

子育てのための施設等利用給付認定

認定区分	対象年齢	認定対象の子ども
新1号 (子ども・子育て支援法 第30条の4第1号)	満3歳以上	保育の必要性のない(新2号、新3号認定に該当しない)子ども ※新制度未移行の幼稚園を利用する場合のみ
新2号 (子ども・子育て支援法 第30条の4第2号)	3歳児 (年少クラス)以上	保育の必要性のある子ども
新3号 (子ども・子育て支援法 第30条の4第3号)	3歳児 (年少クラス)未満	保育の必要性のある子ども(※市民税非課税世帯に限る)

認定に係る手続き等については、右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。



〈対象者〉新2号認定又は新3号認定を受けた児童の保護者のうち、無償化の対象となる認可外保育施設等を利用している方
※「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを指します。

〈支給額〉①と②を比較して少ない方の金額

①新2号 月額37,000円・新3号 月額42,000円 ②実支払額

〈請求方法〉市に直接請求してください。(3か月ごとに請求)

〈交付時期〉4月から6月利用分は8月末、7月から9月利用分は11月末、10月から12月利用分は2月末、1月から3月利用分は5月末。

〈交付方法〉利用料を在籍する園に支払い後、後日請求によりお返しする方式です。申請者が指定する金融口座に振込みます。

問合せ先 こども施設課 ☎06-6992-1658

地域子育て支援拠点事業

子育て支援の拠点として、子育て中の親子が集まり、一緒に遊べ、交流できる場です。各拠点施設では、常設の専用スペースで、専任の保育士等が子どもの食事・トイレ・友達づくりなどの様々な不安や悩みについて相談に応じます。また、子育て関連情報の提供や子育てに関する講座・講習会を行っています。詳しくは、広報誌・ホームページで確認してください。

〈対象者〉未就学児と保護者※実施している園に通園していない方でも利用できます。

〈場所〉[P.35~36 守口市子育てマップ]を参照

問合せ先 こども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833



子育て相談

認定こども園では、在園児の保護者だけでなく、小さな子どもがいる保護者の子育て相談を行っています。育児に不安や負担を感じるなど子育てに関する悩みについてお気軽にご相談ください。

詳しくは、各施設にお問い合わせください。(各施設の連絡先は[P.35~36 守口市子育てマップ]を参照)

〈対象者〉未就学児の保護者

問合せ先 こども施設課 ☎06-6992-1637

一時的に保育支援を受けたいとき

子育ては楽しいですが、大変なこともあります。そのため、ときには周りのサポートを借りることも必要です。周囲にあなたの子育てをサポートする人がいないときに知っておくというのが、一時的に保育支援を受けられるということです。「仕事と子育ての両立のため」、「育児疲れをリフレッシュ」など、目的に合わせてお子さんを預けられるサービスを活用しましょう。

一時預かり

認定こども園、幼稚園および保育所等において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、一時的に昼間の保育が困難な場合に必要な保育を提供しています。認定こども園・幼稚園および保育所等に通園していない人も利用できます。

〈対象者〉未就学児(無償化の対象についてはP.19参照) 実施施設等については、右記二次元コードから市ホームページ内「守口市認定こども園等施設一覧表」をご確認ください。

問合せ先 こども施設課 ☎06-6992-1658



病児・病後児保育

保育を必要とする子どもが病気中の場合や病気の回復期のため、集団保育が困難な場合であっても、必要な保育サービスを提供できる園があります。病児保育は、カンガルーキッズケアルーム(北てらかた森のこども園)、ラポールチャイルドケアルーム(橋波幼稚園)、大日病児保育室(グレース保育園)、早苗幼稚園病児保育室(早苗幼稚園)で、病後児保育は、ひまわりデイケアセンター(高瀬ひまわりこども園)で実施しています。

※詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

(各施設の連絡先は「P.35~36 守口市子育てマップ」を参照)

〈対象者〉未就学児(一部施設は12歳まで)

問合せ先 こども施設課 ☎06-6992-1658

各施設のHP等については、右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。



ファミリー・サポート事業

一時的に子どもを預かってほしい人(依頼会員)と子どもを預かることができる人(協力会員)が会員となり、子育てアドバイザーが調整し、会員同士による育児の援助活動を行っています。

保護者が就労や病気等により一時的に預かって欲しい時だけでなく、認定こども園や幼稚園、保育所、児童クラブ、習い事等への送迎にも利用できます。

〈対象者〉生後3か月から小学校6年生までの子ども

〈利用料金〉平日7:00~20:00 1時間あたり700円(病児利用の場合 1時間あたり100円増)

上記以外の時間帯、土曜日・日曜日・祝日・12月29日~1月3日 1時間あたり800円

問合せ先 こども家庭センター「あえる」ファミリー・サポート(市民保健センター内) ☎06-6995-7877

ショートステイ・トワイライトステイ

保護者の方が、疾病などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合、また、母子が経済的理由により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、養護施設等において、一定期間、養育・保護を行います。申し込みにつきましては、こども家庭センター「あえる」までお電話にてお問い合わせください。

〈対象者〉児童と保護者

問合せ先 こども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6992-1655

Better Teeth, Better Life

かわい歯科クリニック

ご家族みんなに愛される歯科を目指して



当院は、「歯科医療を通して地域の皆様の健康な暮らしに貢献していきたい」という気持ちを胸に、守口市で祖父・父・私と三代にわたって、今日まで地域医療に携わってまいりました。

三代にわたり守口で長く続けてきましたので、患者様とも長いお付き合いになってまいりました。初来院時は幼かった患者様のご結婚され、お子様を授かり、今では三代で来院いただいているご家族も少なくありません。

これからも地域の皆様の『お口の健康』を守るため、「よりよき人生はよりよい歯から」をモットーに日々の診療に進進いたします。歯科でお困りの際は、どうぞお気軽にご相談ください。

副院長 河合 瞬

当院の POINT

「なってから」ではなく、「なる前」に
「予防」を第一に考え、
患者様に伴走する診療

その人に合わせた治療法を
提案できるように

時代・環境に合った「より良い
治療」を探求する姿勢

お子様も高齢者も
「安心」を感じてもらえるように

明るくアットホームな
環境・サービスの追求

 医療法人かわい歯科クリニック
KAWAI Dental Clinic

お問い合わせはこちらまで

☎06-6998-4617



〒570-0083

大阪府守口市京阪本通
2-3-1 MTOSビル1階

大阪メトロ守口駅
徒歩 2分!

かわい歯科クリニック 守口 検索

	月	火	水	木	金	土	日/祝
8:30~13:00	●	●	●	/	●	●	/
14:30~18:30	●	●	●	/	●	▲	/

(訪問診療も随時受け付けております) ▲…土曜午後は14:00~16:30

市立学校(小・中・義務教育学校)での取り組み

市立学校には学区があり、住所によって就学する学校が指定されています。

ここでは、市立学校への入学までの流れや児童クラブ、就学援助費について説明しています。

また、市では、小中一貫教育を進めています。小中一貫教育では、9年間の学びがつながる授業づくりを進め、発達段階に応じて、一貫した指導を行うことを目的としています。

入学までの流れ

小学校

〈対象者〉 次年度就学予定の5歳の子ども

○就学時健康診断

入学する年の前年10月頃に就学時健康診断の通知書を自宅に郵送します。

健康診断は11月に実施しており、原則通知書に記載のある小学校・義務教育学校での受診となりますが、他の小学校・義務教育学校での受診も可能です。

○就学通知書

1月末頃に就学通知書を自宅へ郵送します。

就学通知書には、入学指定校や入学式及び入学説明会の日時などが記載されています。

就学通知書下部の就学届に必要な事項を記入のうえ、入学説明会での提出をお願いします。

中学校

〈対象者〉 小学校・義務教育学校6年生の子ども

○就学時健康診断

中学校就学時は、ありません。

○就学通知書

1月末頃に、守口市立小学校・義務教育学校(前期課程)に通う児童には、学校を通じて就学通知書を配付します。

私立小学校に通っている場合は、自宅へ郵送します。

就学通知書には、入学指定校や入学式の日時などが記載されています。

就学通知書下部の就学届に必要な事項を記入のうえ、守口市立小学校・義務教育学校(前期課程)に通う児童は、在籍小学校(義務教育学校(前期課程))へ提出してください。

現在、私立小学校に通われており、市立中学校(義務教育学校)に進学する予定の方は、入学指定中学校(義務教育学校)への提出をお願いします。

校区外に住所を変更した場合は、転校の手続きが必要です。

○転入の場合

総合窓口課で転入届を提出すると、就学通知書が発行されます。

転校前の学校で発行された在学証明書・教科書給与証明書などの必要書類と併せて転校後の学校に提出してください。

○転出の場合

総合窓口課で転出届を提出すると、転退学通知書が発行されます。

現在通学している学校で在学証明書・教科書給与証明書などの必要書類を受けとり、新住所地に提出してください。

問合せ先 教育総務課 ☎06-6995-3152

就学相談

障がいなどを理由に、特別な配慮を必要とする子どもの入学や教育について、心配や不安がある場合に、就学に向けての相談を行っています。相談は随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

〈対象者〉 次年度就学予定の5歳児及び小学校・義務教育学校6年生の子どもとその保護者

問合せ先 学校教育課 ☎06-6995-3151

就学援助費

経済的な理由により就学困難な市立学校に通学する子どもの学習に必要な費用の一部を援助しています。

※所得制限があります。詳しくは教育総務課までお問い合わせください。

〈対象者〉 経済的な理由で就学が困難な市立学校に通学する子どもの保護者

〈助成内容〉 新入学児童・生徒学用品費、学用品費及び通学用品費、校外活動費など

※詳しくはお問い合わせください。

〈申請方法〉 在籍する学校もしくは教育委員会に申請

〈支給時期〉 9月下旬(4月～7月分)、12月下旬(8月～11月分)、3月下旬(12月～3月分)

〈支給方法〉 原則として保護者が指定する金融機関の口座に振込み

問合せ先 教育総務課 ☎06-6995-3152

もりぐち児童クラブ(登録児童室・入会児童室)

児童が放課後等に学校の施設を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動を育成するため、もりぐち児童クラブ事業を全小学校・学園で実施しています。

もりぐち児童クラブには、「登録児童室」と「入会児童室」の二つの機能があり、それぞれ各学校内に専用室を設置しています。

登録児童室

各家庭の責任で利用することを基本とし、地域の皆さんの協力のもと、子どもの預かりの場ではなく、自主的な遊びの場を提供しています。

〈対象者〉 3歳以上の幼児(保護者同伴)および

小学校等1～6年生の児童

〈利用時間〉 月曜日～金曜日 放課後～17:00

土曜日 9:00～17:00

三期休業等 9:00～17:00

※開設時間中の出入りは自由です。

※原則、小学校等の下校指導時間に合わせ、

帰宅いただきます。

〈利用料金〉 無料

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1228

入会児童室

利用対象者は、放課後などに保護者が就労または疾病、その他の事由で保護育成することができない状態が月15日以上かつ、3か月以上続くと1～3年生の児童です。放課後児童支援員等による安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供しています。(放課後児童健全育成事業)

〈対象者〉 小学校等1～3年生の児童

〈利用時間〉 月曜日～金曜日 基本開設:放課後～17:00

延長開設:17:00～19:00

土曜日 8:00～19:00

三期休業等 基本開設:8:00～17:00

延長開設:17:00～19:00

〈利用料金〉 ○基本開設(月曜日～金曜日の利用)

児童1人 月額4,900円

○延長開設

(月曜日～金曜日(17:00から19:00まで)の利用)

児童1人 月額500円

○土曜開設(土曜日の利用)

児童1人 月額1,500円

※減免制度あり

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1228

(参考)民間の放課後児童クラブ

市に届出を行い、放課後児童健全育成事業を実施している事業所は、市ホームページに掲載しています。





コラム

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

本市では、学校における「学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育」を縦のつながり、家庭・地域における「子どもの育ちを支える教育コミュニティづくり」を横のつながりとした「学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育」を推進しています。その推進役として、平成28年度には施設一体型の義務教育学校さつき学園を設置しています。

本市の小中一貫教育がめざすものは？

夢と志をもった「もりぐちっ子」を育むために、中学校区および義務教育学校で義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」を共有し、社会環境の変化に伴うさまざまな教育課題の解決に向けて、学校・家庭・地域が力を合わせ「中学校区」が一体となって教育活動をすすめます。

確かな学力の定着

9年間の「学びの連続性」を意識した「授業づくり」の推進

「中1ギャップ」の解消

9年間を見通した「子ども理解」を踏まえた指導

地域に根ざした学校

地域と協働した学校づくり

コミュニティ・スクールとして新たなスタート！

地域住民等の意見を学校運営に反映し、学校・家庭・地域の協働による教育活動を推進するため、令和2年度より中学校区毎に「学校運営協議会」を設置し（さつき学園は平成30年度に設置）、すべての市立学校は「コミュニティ・スクール」として新たなスタートを切っています。学校運営協議会は、各中学校区の学校・保護者・地域団体等の代表者で構成され、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築するため、学校運営や学校支援活動等の充実に向けた話し合いが行われます。

学校支援活動

各中学校区では、放課後の学習支援やクラブ活動の補助、図書室の整備や本の読み聞かせ、花壇等の環境整備、登下校の見守り活動など、地域ボランティアの協力によってさまざまな学校支援活動が進められています。



守口市 私立認定こども園会

<https://kosodate-web.com/morigutikodomoenkai/>



守口市の場合、希望園の見学がご利用の申し込みの条件となっています。

- 利用申請書提出までに、希望の園を見学して保育内容などの説明を受けてください。
- おこさんの気になることについては、対応について園と充分に相談しておいてください。

社会福祉法人一乗寺学園 幼保連携型認定こども園

認定こども園 一乗寺学園

〒570-0011 金田町1丁目48番18号

TEL.06-6901-2400 FAX.06-6901-4014

社会福祉法人白ばら学園

オリンピックおおぞら保育園

〒570-0014 藤田町5丁目2番5号

TEL.06-6902-2250 FAX.06-6902-2123

社会福祉法人来迎寺学園 幼保連携型認定こども園

認定こども園 らいこうじ学園

〒570-0002 佐太中町6丁目53番12号

TEL.06-6902-3170 FAX.06-6902-0003

社会福祉法人恵由福祉会 幼保連携型認定こども園

土居ひまわりこども園

〒570-0072 早苗町6番19号

TEL.06-6991-2441 FAX.06-6991-0815

社会福祉法人花修会 幼保連携型認定こども園

橋波幼児舎

〒570-0033 大宮通1丁目14番20号

TEL.06-6998-5321 FAX.06-6998-2260

社会福祉法人和修会 幼保連携型認定こども園

にしき認定こども園

〒570-0048 寺方本通4丁目4番22号

TEL.06-6997-4008 FAX.06-6997-6017

社会福祉法人リーベリー福祉会 幼保連携型認定こども園

守口中央こども園

〒570-0002 佐太中町1丁目4番18号

TEL.06-6901-0521 FAX.06-6901-0531

社会福祉法人白鳩会 幼保連携型認定こども園

認定こども園 白鳩チルドレンセンター八雲中

〒570-0005 八雲中町1丁目22番3号

TEL.06-6909-0061 FAX.06-6909-0115

社会福祉法人恵育会 幼保連携型認定こども園

寺内さくらこども園

〒570-0056 寺内町2丁目9番16号

TEL.06-6991-0497 FAX.06-6991-9239

社会福祉法人恵由福祉会 幼保連携型認定こども園

高瀬ひまわりこども園

〒570-0062 馬場町1丁目7番18号

TEL.06-6996-0301 FAX.06-6996-0385

社会福祉法人たちばな福祉会 幼保連携型認定こども園

たちばな東こども園

〒570-0012 大久保町4丁目1番20号

TEL.06-6901-2763 FAX.06-6901-2763

社会福祉法人来迎寺学園 幼保連携型認定こども園

認定こども園 梶らいこうじ学園

〒570-0015 梶町2丁目21番10号

TEL.06-6902-1160 FAX.06-6902-2181

社会福祉法人白鳩会 幼保連携型認定こども園

ゆずり葉こども園

〒570-0014 藤田町4丁目27番21号

TEL.06-6903-8406 FAX.06-6903-8407

社会福祉法人白ばら学園 幼保連携型認定こども園

ひかり保育園

〒570-0021 八雲東町2丁目39番13号

TEL.06-6909-3344 FAX.06-6900-7756

社会福祉法人和修会 幼保連携型認定こども園

北てらかた森のこども園

〒570-0048 寺方本通1丁目3番4号

TEL.06-6998-7424 FAX.06-6998-7428

社会福祉法人まこと鳴滝会 幼保連携型認定こども園

まことそとじまこども園

〒570-0096 外島町2番48号

TEL.06-6997-0484 FAX.06-6780-4110



ひとり親家庭への支援

市では、相談窓口の設置や手当の支給など、ひとり親家庭の人が安心して子育てができるよういろいろな支援を行っています。

児童扶養手当

父または母の一方と生計を同じくしていない子どもを養育している人に対して、手当を支給しています。

〈対象者〉 父母が婚姻を解消しているなど父母の一方と生計を同じくしていない子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日まで。政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満)

※子どもを養育していないときなど、支給の対象とならないことがあります。

〈手当額〉 1人目 全部支給(月額) 46,690円 一部支給(月額) 11,010円～46,680円
2人目以降 全部支給(月額) 11,030円を加算 一部支給(月額) 5,520円～11,020円を加算

※手当の月額は、物価スライド制の適用により変動することがあります。

〈請求方法〉 事前にご相談いただいたうえ、子育て支援政策課に請求してください。

※受給中の人は、毎年8月に現況届の案内を送付しますので、子育て支援政策課へ来庁して提出してください。

※住所や氏名などが変わったときは、子育て支援政策課へご連絡ください。

〈必要なもの〉 戸籍謄本、通帳のコピー、世帯員全員および同居の扶養義務者のマイナンバーがわかるもの、請求者の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)※その他の書類(別居監護立書など)が必要となる場合があります。

〈支給時期〉 1月、3月、5月、7月、9月、11月に2か月分をまとめて支給

〈交付方法〉 請求者が指定する金融機関の口座に振込み

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1647

ひとり親家庭医療費の助成

ひとり親家庭の子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)やその保護者が通院や入院をした場合に、医療費の一部を助成しています。なお、入院時の個室料との差額など助成対象とならない費用もあります。

※所得や扶養人数などにより、助成対象とならない場合があります。

〈対象者〉 ひとり親家庭の子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)、子どもを監護する父または母、子どもを養育する養育者
※次の場合は、ひとり親家庭医療費助成制度の対象となりません。

■生活保護法による保護を受けている人

■重度障がい者医療費助成、老人医療費助成の支給を受けている人

■児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている人

■中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付を受けている人

〈支払額〉 1医療機関あたり月2日を限度とし、入・通院各1日につき最大500円の一部自己負担額が必要です。

※同一月の一部自己負担額の合計が2,500円を超えた場合、下記請求手続きにより超過分を助成します。

※院外処方箋による薬局については、一部自己負担額はありません。

※対象者が18歳までの子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の場合、入院時の食事療養費にかかる自己負担額は子ども医療費助成制度で助成可能。

〈交付方法〉 子育て支援政策課へ申請書の提出をした後に、ひとり親家庭医療証を郵送します。

※住所や加入している健康保険などが変わったときは、健康保険の加入内容がわかるものとひとり親家庭医療証を準備の上、子育て支援政策課にご連絡ください。

〈必要なもの〉 児童扶養手当を受給している場合と公的年金を受給している場合で必要なものが変わります。

■共通……………対象者全員の健康保険の加入内容がわかるもの(マイナンバー上の資格情報、資格確認書等)

■児童扶養手当を受給の場合…児童扶養手当証書

■公的年金を受給の場合…世帯全員の年金証書、年金支払通知書または支払明細の記載のある預金通帳、対象者全員の戸籍謄本

〈助成方法〉 大阪府内の医療機関で受診する場合は、病院窓口でマイナ保険証等とひとり親家庭医療証を提示し、助成を受けます。

大阪府外の医療機関で受診する場合は、ひとり親家庭医療証は使用できません。マイナ保険証等を提示し医療費をお支払いください。下記請求手続きにより、一部自己負担額を差し引いた金額を助成します。

〈請求手続〉 診療月の翌月以降に、対象者の健康保険の加入内容がわかるもの(マイナンバー上の資格情報、資格確認書等)、自己負担額等記載の領収書、保護者の通帳、ひとり親家庭医療証を持参の上、子育て支援政策課にて手続きをしてください。

〈更新手続〉 児童扶養手当を受給している場合と公的年金を受給している場合で更新の方法が変わります。

■児童扶養手当を受給の場合…毎年8月の児童扶養手当の年度更新をした場合は、年度更新は不要です。

■公的年金を受給の場合…毎年10月に年度更新の手続きが必要です。

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1647

大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦に対して、経済的な自立や子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合に、資金の貸付や返還の相談に応じています。

※貸付を受けるには一定の制限があります。詳しくは子育て支援政策課にお問い合わせください。

〈対象者〉 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦

〈貸付内容〉 子どもの修学資金、ひとり親家庭の親・寡婦への生活資金や技能習得資金など

※貸付資金の種類により貸付額が異なります。

〈申請方法〉 子育て支援政策課で相談のうえ、窓口で申請してください。

〈必要なもの〉 戸籍謄本、住民票、課税証明書(不要となる場合があります)など

※申請する貸付資金の内容や申請者の収入によって必要となる書類が異なります。

〈交付時期〉 相談は随時受付していますが、貸付資金の内容により交付の時期は異なります。

〈交付方法〉 対象者が指定する金融機関の口座に振込み

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1665

母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が自主的に自立のための職業能力の開発(職業訓練)を行えるように、事前相談を通じて、指定した講座を受講した後に、訓練給付金を支給しています。

※給付金を受けるには一定の制限があります。詳しくは子育て支援政策課にお問い合わせください。

〈対象者〉 0歳から20歳未満の子どもがいる母子家庭の母と父子家庭の父

〈給付額〉 支払った金額の6割に相当する額で上限160万円

※雇用保険法の規定による一般教育訓練給付金の受給資格のある方は、上記金額から一般教育訓練給付金の額を差し引いた額となります。

〈申請方法〉 ①希望する講座の指定申請をする。

※講座の開講日までに必ず申請をする必要があります。

②「対象講座指定通知書」を受け取り、対象講座を受講

③講座修了後1か月以内に、「自立支援教育訓練給付金支給申請書」を子育て支援政策課へ提出

〈必要なもの〉 支給申請書、戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、対象講座指定通知書、教育訓練修了証、教育訓練経費の領収書、通帳のコピー

〈交付時期〉 講座修了後、1か月以内に申請し、すみやかに交付

〈交付方法〉 対象者が指定する金融機関の口座に振込み

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1665

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が看護師等の資格を取得するため、6ヶ月以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため訓練促進給付金を支給しています。また、修了後、修了支援給付金が支給されます。

※給付金を受けるには一定の制限があります。詳しくは子育て支援政策課にお問い合わせください。

〈対象者〉 0歳から20歳未満の子どもがいる母子家庭の母と父子家庭の父

〈給付額〉 課税世帯と非課税世帯で給付額が変わります。

■課税世帯・・・訓練促進給付金 70,500円／修了支援給付金 25,000円

■非課税世帯・・・訓練促進給付金 100,000円／修了支援給付金 50,000円

※課程修了までの最後の12か月は4万円増額

〈申請方法〉 子育て支援政策課で相談のうえ、窓口で申請してください。審査後、交付決定通知書を送付します。

〈必要なもの〉 戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、在籍証明書、養成機関の内容がわかるもの、通帳のコピー

〈交付時期〉 修業期間中(申請月から最大48か月間)

〈請求方法〉 交付決定通知後、出席証明等を付けて請求

〈交付方法〉 対象者が指定する金融機関の口座に振り込み

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1665

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、より良い条件での就業や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対象講座を受講した場合に受講開始給付金を、修了した場合に受講修了時給付金を支給します。また、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、合格時給付金を支給します。

※本事業の給付を受けるには一定の制限があります。詳しくは子育て支援政策課へお問い合わせください。

〈対象者〉0歳から20歳未満の子どもがいる母子家庭の母と父子家庭の父とその子ども

※所得制限があります。詳しくは子育て支援政策課へお問い合わせください

〈給付額〉▼通信制の場合

①受講開始時給付金:支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った入学費及び受講費の40%に相当する額(上限100,000円)

②受講修了時給付金:支給対象者が対象講座の受講のために支払った入学費及び受講費の50%に相当する額から当該支給対象者に支給された受講開始時給付金の額を差し引いた額
(①受講開始時給付金と②受講修了時給付金の合計額の上限125,000円)

③合格時給付金:受講経費の10%に相当する額(①受講開始時給付金、②受講修了時給付金及び③合格時給付金の合計額の上限150,000円)

▼通学又は通学及び通信制併用の場合

①受講開始時給付金:支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った入学費及び受講費の40%に相当する額(上限200,000円)

②受講修了時給付金:支給対象者が対象講座の受講のために支払った入学費及び受講費の50%に相当する額から当該支給対象者に支給された受講開始時給付金の額を差し引いた額
(①受講開始時給付金と②受講修了時給付金の合計額の上限250,000円)

③合格時給付金:受講経費の10%に相当する額(①受講開始時給付金、②受講修了時給付金及び③合格時給付金の合計額の上限300,000円)

〈申請方法〉子育て支援政策課で相談のうえ、窓口で申請してください。

〈必要なもの〉給付金支給申請書、児童扶養手当証書の写し、戸籍謄本、通帳のコピー

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1665

ひとり親家庭のための相談

母子家庭、父子家庭の親などの経済的自立や福祉制度の利用、生活全般における悩みごとなど、ひとり親家庭のさまざまな相談や情報提供を行っています。

随時、窓口で対応していますが、事前に電話でご予約いただくことをおすすめします。

〈対象者〉母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1665

離婚前後家庭支援事業

▽養育費に関する調停等費用支援補助事業

養育費の取決めに係る裁判所への調停の申立て又は弁護士会若しくはADR事業者が実施するADRの利用に要する費用の一部を補助します。

※ADR(裁判外紛争解決手続)とは、裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続きです。

〈補助額〉上限額45,000円

〈申請期限〉養育費の取決めを行った日又は養育費の取決めに係る裁判所の調停若しくはADRが終了した日から起算して12月を経過する日まで

※令和7年4月1日以後に養育費の取決めを行った者及び養育費の取決めに係る裁判所の調停又はADRが終了した者が対象となります。

▽養育費に関する公正証書作成支援補助事業

公正証書の作成に要する費用(養育費の取決めに係る部分に限る。)のうち、公証手数料の額(負担した費用に限る。)を補助します。

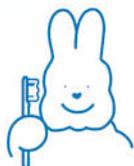
〈補助額〉上限額49,000円

〈申請期限〉公正証書の作成に要する公証手数料を支払った日から起算して12月を経過する日まで

※対象者、補助対象費、必要書類等の詳細については、ホームページをご確認ください。
申請等についてご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1665





なかの歯科クリニック

NAKANO DENTAL CLINIC



赤ちゃんが生まれる前に、 妊婦向け歯科健診を 受けましょう！

妊娠すると、ホルモンバランスの変化やつわりによる歯みがき不足などが原因で、虫歯にかかりやすい状態になります。

また、出産後ご自身の歯や口のことは後回しになりがち…健康なお口の状態で赤ちゃんを迎えるため、「歯科健診」の受診をおすすめします！

当院のポイント

担当衛生士制



いつも同じ歯科衛生士が担当に。一人ひとりに合った歯ブラシや管理の仕方をご提案します。

食育指導



当院の管理栄養士や保育士が、正しい食習慣のアドバイスをしています。

キッズスペース



待合室には絵本やアニメ。親御さんの治療中は、保育士がお子様をお預かりすることができます。

※ご利用には事前のご予約が必要となります。



なかの歯科クリニック

NAKANO DENTAL CLINIC

〒570-0034 守口市西郷通4丁目4-12

駐車場3台あり 守口市 なかの歯科クリニック 🔍 検索

アクセス

- ・京阪守口市駅徒歩10分
- ・京阪バス西郷通南 目の前
- ・国道163号線入ってすぐ



妊婦健診・産後健診は予約制となります。
ご予約はお気軽にお問い合わせください。

☎06-6991-4488

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:15~13:00	●	●	●	●	■	★
14:30~19:30	●	●	●	●	●	／

休診日 日曜・祝日

- …金曜日は9:15~12:00まで
- ★…土曜日は9:15~13:15まで

障がい児への支援

心や身体に障がいのあるお子さんと保護者が、安心して成長していくことができるように、市ではお子さんへの支援や手当の支給を行っています。また、児童発達支援センターでは、療育訓練やリハビリ、日常生活の動作指導や集団生活への適応指導などのほか、発達相談なども行っています。お子さんの発達で気になることや不安なことがあれば、家族だけで悩まないで、相談してください。

児童発達支援の無償化／副食費の無償化

市では、平成29年4月から世帯の所得に関係なく、0歳から5歳児までの児童発達支援の利用料を無償化しています。併せて、令和元年10月から国における就学前障がい児の発達支援の無償化が開始され、上記に加えて、保育所等訪問支援の利用料も無償化しています。また、令和2年4月から児童発達支援を利用する0歳から5歳児の給食費のうち副食費(おかず代など)相当額について、無償化(1人当たり月額4,500円上限)しています。

〈対象者〉 就学前障がい児

〈申請方法〉 障がい福祉課で申請してください。

〈必要なもの〉 **副食費の補助:**副食費の金額がわかる領収書(複数の事業所で支払っている場合は、全てお持ちください。) ※添付の領収書は、サービス利用から2年以内ものが有効です。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

問合せ先 障がい福祉課 ☎06-6992-1635

児童発達支援

未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行います。

〈対象者〉 身体障がいや知的等に発達に遅れがあり、療育が必要な未就学の子ども

〈申請方法〉 障がい福祉課での相談のうえ、申請してください。※原則お子さんとの面談が必要なので、事前にご予約ください。

〈必要なもの〉 お子さんと保護者のマイナンバーがわかるもの、その他必要書類(詳しくはお問い合わせください。)

〈利用料〉 6歳以下の未就学児は、無償化により無料です。実費分(おやつ代、教材費等)は別途必要です。

※6歳以下の未就学児は、給食費のうち副食費(おやつ代、お茶代等)は、申請による補助(払い戻し)があります。

問合せ先 障がい福祉課 ☎06-6992-1635

児童発達支援センター

〔通園〕

身体や知的な発達に遅れのある子どもたちに、療育やリハビリ、日常生活における基本的な動作(食事や排せつなど)の指導、発達を促す遊びの指導、集団生活への適応指導などを行っています。また、医療相談や発達相談、進路指導などを行うとともに、関係機関や地域と連携をとりながら、子どもたちやその家族が安心して暮らしていけるように援助していきます。親子通園クラスと単独通園クラス、個別療育クラスがあり、子どもの年齢や心身の状態、家庭の状況に応じて通園します。

〈対象者〉 身体障がいや知的な発達に遅れのある未就学児

〈休園日〉 土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日

〈通園方法〉 送迎バスがあります。

〈療育時間〉 親子通園クラス、単独通園クラス-8:40～16:00(通園バスによる送迎時間を含む)
個別療育クラス-9:30～16:30



【保育所等訪問支援】

お子さんが通っているこども園、幼稚園、学校等に訪問し、集団生活に適応するための専門的なアドバイスや支援を行います。

〈対象者〉 こども園や学校等に通う18歳未満の児童(受給者証が必要)

【計画相談】

障がい福祉サービスや障がい児通所等の利用に向けての相談と障がい児支援利用計画作成を行います。

〈対象者〉 療育が必要な18歳未満の児童

【一般相談】

児童(18歳未満)の発達や生活について気になることや心配事などの相談に応じます。

問合せ先 児童発達支援センター ☎06-6996-0050

保育所等訪問支援

障がいのある子どもが通っている保育所や学校等の集団生活を営む施設に療育の専門家が訪問し、障がいのある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のため、専門的な支援その他の支援を行います。

〈対象者〉 保育所や学校等に通う子どもで療育が必要な18歳未満の子ども

〈申請方法〉 障がい福祉課での相談のうえ、申請してください。※原則お子さんとの面談が必要なので、事前にご予約ください。

〈必要なもの〉 お子さんと保護者のマイナンバーがわかるもの、その他必要書類(詳しくはお問い合わせください。)

〈利用料〉 未就学児の方のみ、無償化により無料です。就学児以降は、世帯の所得に応じて利用料が変わります。(詳しくはお問い合わせください。)

問合せ先 障がい福祉課 ☎06-6992-1635

放課後等デイサービス

就学以降の子どもに対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の必要な支援を行います。

〈対象者〉 学校教育法第1条に定める学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、療育が必要な18歳以下の子ども

〈申請方法〉 障がい福祉課で相談のうえ、申請してください。※原則お子さんとの面談が必要なので、事前にご予約ください。

〈必要なもの〉 お子さんと保護者のマイナンバーがわかるもの、その他必要書類(詳しくはお問い合わせください。)

〈利用料〉 世帯の所得に応じて利用料が変わります。(詳しくはお問い合わせください。)

〈サービス内容〉 ●自立した日常生活を営むために必要な訓練 ●創作的活動、作業活動
●地域交流の機会の提供 ●余暇の提供

問合せ先 障がい福祉課 ☎06-6992-1635

障がい福祉サービス

障がいの状況や家庭の状況により、居宅介護(ホームヘルプ)や移動支援事業(ガイドヘルプ)、短期入所(ショートステイ)などの福祉サービスを実施し、障がいのある子どもの地域生活を支援していきます。

〈対象者〉 18歳未満の障がいのある子ども(18歳以上の方もサービス利用は可能です。)

〈申請方法〉 障がい福祉課で相談のうえ、窓口で申請してください。

※原則お子さんとの面談が必要なので、事前にご予約ください。

〈必要なもの〉 お子さんと保護者のマイナンバーがわかるもの、その他必要書類(詳しくはお問い合わせください。)

〈利用料〉 世帯の所得に応じて利用料が変わります。(詳しくはお問い合わせください。)

問合せ先 障がい福祉課 ☎06-6992-1635

特別児童扶養手当

精神または身体に障がい有する20歳未満の子どもを養育している人に対して、手当を支給しています。

※所得や扶養人数などにより手当が支給されない場合があります。

- 〈対象者〉政令で定める程度の障がいがある20歳未満の子ども
※子どもを養育していないときなど、手当の支給対象とならないことがあります。
- 〈手当額〉障がいの等級により、手当額が変わります。
1級:(月額)55,350円 2級:(月額)36,860円 ※手当の月額、物価スライド制の適用により変動することがあります。
- 〈請求方法〉事前にご相談いただいたうえで、子育て支援政策課に請求してください。
受給中の人は、毎年8月に所得状況届の案内を送付しますので、子育て支援政策課へ提出してください。
※住所や障がいの程度が変わったときなどは、子育て支援政策課へご連絡ください。
- 〈必要なもの〉医師の診断書(府指定の様式)又は手帳の写し、請求者と対象者の戸籍謄本、請求者の通帳のコピー、世帯員全員および同居の扶養義務者のマイナンバーがわかるもの
※その他の書類(別居監護申立書など)が必要となる場合があります。
- 〈支給時期〉4月、8月、11月に4か月分をまとめて支給
- 〈支給方法〉請求者が指定する金融機関の口座に振込み

問合せ先 子育て支援政策課 ☎06-6992-1647

障がい児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の在宅の障がい児に対して手当を支給しています。

※所得や扶養人数などにより、手当が支給されない場合があります。

- 〈対象者〉身体障がい者手帳1・2級相当の20歳未満の子ども/知的障がい最重度の20歳未満の子ども
※上記以外にも対象となる場合があります。
※障がいの程度、施設への入所、障がい事由とする年金の受給により、手当の支給対象とならないことがあります。
※詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。
- 〈手当額〉月額16,100円 ※手当の月額、物価スライド制の適用により変動することがあります。
- 〈請求方法〉事前にご相談いただいたうえで、障がい福祉課に請求してください。
- 〈必要なもの〉指定様式の医師診断書(不要な場合があります。)、各種手帳、対象者の通帳のコピー、対象者及び扶養義務者のマイナンバーがわかるもの
- 〈支給時期〉5月、8月、11月、2月の年4回、それぞれ前月までの手当をまとめて支給
- 〈支給方法〉対象者が指定する金融機関の本人名義の口座に振込み

問合せ先 障がい福祉課 ☎06-6992-1630

守口市軽度難聴児補聴器交付事業

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のお子さんを対象とした、補聴器の購入・修理費用の助成を行っています。

- 〈対象者〉①18歳未満で、保護者が市の区域内に居住していること。
②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障がい者手帳の交付対象とならないこと。
※両耳の聴力レベルが30デシベル未満であっても、医師が必要と認めた場合は本事業の対象となります。
※耐用年数(5年)を経過しない補聴器の再購入費用は対象外です。
※同一世帯の中に、市市民税に係る課税総所得金額が770万円以上の人がある場合は、対象外です。
詳細につきましては、右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。

問合せ先 障がい福祉課 ☎06-6992-1630



子育てに悩んだら

子育ての悩み、お子さんの発達についての悩み、学校での悩み等、子育て中の悩みはいろいろあります。お子さんの元気な成長は、親なら誰もが願うことです。「どうしよう。」と思ったときは相談してください。また、お子さん自身も、親や先生に言えない悩みがあるかもしれません。市では、さまざまな悩みを相談できる窓口があります。ひとりで悩まないで、相談してください。

子育てについて(どこへ相談してよいか悩んだら)

●子育てに関する相談の総合窓口

子育ての不安や心配事など、子どもに関するさまざまな問題についての相談を電話や来所でも受け付けています。保健師・助産師・保育士・子育てアドバイザーが面談や電話、メール等で相談に応じ、助言や支援をおこないます。

〈対象者〉 0～18歳までの子どもと保護者

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

●認定こども園

在園児に限らず園庭開放等の機会を通して、子育てについての相談を行っています。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。(各施設の連絡先は「P.35～36 守口市子育てマップ」を参照)

〈対象者〉 未就学児の保護者

問合せ先 こども施設課 ☎06-6992-1637

発達や健康の悩み

子どもの健康のことや言葉の遅れなどの発達に関することで不安があるときなどは、電話や来所でも相談を受け付けています。乳幼児健康診査の結果などで経過観察が必要とされた場合や、子どもに発達の遅れがあるのではないかと心配なときもご連絡ください。

〈対象者〉 未就学児と保護者

問合せ先 子ども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

障がいについて

子どもの障がいに関するお悩みごと(障がいサービスの利用相談から日々の困りごとや気になること)について、市内委託相談支援事業所で、専門の相談員が相談・情報提供を行っています。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。また、児童発達支援センターでは在園児に限らず、子どもの発達について相談・情報提供を行っています。身体や知的な発達に遅れのある子ども及びその家族の福祉サービス(児童発達支援、保育所訪問支援など)を利用するために必要な利用計画の作成も行っています。

〈対象者〉 0～18歳までの子どもとその保護者

問合せ先 委託相談支援事業所: オールケア相談支援センター ☎06-4397-7889
 : 相談支援センターみらい ☎06-6780-4365
 障がい福祉課 ☎06-6992-1635
 児童発達支援センター ☎06-6996-0050

就学について

障がいなどを理由に、特別な配慮を必要とする子どもの入学や教育について、心配や不安がある場合に、就学に向けての相談を受け付けています。相談は随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。必要に応じて関係機関とも連携しており、就学後の支援についても学校との連携を図っています。

〈対象者〉 次年度就学予定の5歳児及び小学校・義務教育学校6年生の子どもとその保護者

問合せ先 学校教育課 ☎06-6995-3151

地域の活動

市内には地域でお子さんを守り、子育てを応援するグループがあります。同じ目的をもった人達が集まる子育てサークルに参加して親子で交流を図ったり、地域のスポーツや文化活動に参加してお子さんの成長を見守ったり、守口親まなびの会のワークショップに参加して親の楽しみを学ぶなど、地域の人々と積極的に交流し一緒になってお子さんの成長を見守っていきましょう。

子育てサークル

お母さんたちがコミュニティセンターなどに自主的に集まって、独自の工夫をこらした活動をしている子育てサークルがあります。子ども同士を遊ばせながら、子育てについての情報交換などを行っています。

※子育てサークルに関する情報は、こども家庭センター「あえる」へお問い合わせください。

〈対象者〉未就学児と保護者

問合せ先 こども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

守口親まなびの会

親となる準備期の中学生・高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人など、幅広い世代を対象とした“親を楽しむワークショップ”「守口親まなびの会」を開催しています。

※「守口親まなびの会」に関する情報は生涯学習・スポーツ振興課にお問い合わせください。

〈対象者〉中学生や高校生、子育て中の保護者や子育てに関心のある人など

問合せ先 生涯学習・スポーツ振興課 ☎06-6995-3158

地域でスポーツや文化活動に参加したい

地域活動

子どもたちがスポーツを通して、地域間や異年齢間の交流親睦を図りながら、心身ともに健やかに成長できるよう、青少年育成指導員が中心となって、こども会親善スポーツ大会やこども会駅伝競走大会、こどもまつりなどを開催しています。

※詳しくはコミュニティ推進課にお問い合わせください。

〈対象者〉市立学校(小・中・義務教育学校)に通う子ども

問合せ先 コミュニティ推進課 ☎06-6992-1520



コラム 子どもを守る地域活動

見守り隊・声かけ隊…

PTAや地域ボランティアが協力し、市立小学校及び義務教育学校の登下校時に通学路に立ち、児童に声をかけるなどを行い、児童の登下校の安全を見守っています。

子どもを守る防犯声かけパトロール…

小学校及び義務教育学校校区ごとに、校区内の危険箇所の確認や犯罪に対する抑止のために、PTAや地域ボランティア、警察関係機関が一緒になってパトロール活動を行っています。

こども110番の家…

子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに助けを求めてかけ込むことができます。地域の家庭や団体などが登録されており、「こども110番の家」には目印の旗を掲げています。

少年を守る店…

店内が非行のたまり場にならないように注意をしたり、青少年としてふさわしくない行動を見かけたときには声をかけるなど、地域で子どもたちを見守っています。

夜間見回りなどの街頭活動…

青少年育成指導員が中心となって、地域住民や関係機関・団体、地域の商店や事業者の協力を得て、未成年の非行防止のために夜間の見回り活動などを行っています。

親子ででかけよう

市内には親子で一緒に出かけ、遊ぶことができる場所があります。そのいくつかを紹介していますので、ぜひ親子や家族で出かけてみてはいかがでしょうか。同じ世代の親子とも交流ができて、ママ友やパパ友が増えるかもしれませんね。

「あえる」の子育て支援事業



もりっこひろば

子どもを遊ばせながら親同士の交流のできる「ひろば」です。たくさんのおもちゃや絵本を用意しています。

育ちとあそび

年齢別に育ちについてのお話やふれあい遊びをします。親同士の交流の時間もあります。

子育てに役立つ講座

離乳食講座、ベビーマッサージ、子育て世代のマナー講座、手作りおもちゃ など

リフレッシュ

ママのためのヨガ、ママ・パパのバドミントン教室 など

※行事やイベント等により開催されない場合もあります。HPまたは広報誌等でご確認ください。

※講座の時には、預かり保育もおこなっています。

■その他、様々なイベントも行っています。子育てアドバイザーがいますので子育ての相談もできます。

問合せ先 こども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6992-1033

親子で参加できる教室など

市が設置するコミュニティ施設

各施設において、親子を対象にした絵本の読み聞かせや子育て講座を開催しています。また、親子で参加できる教室や講座なども開催しています。講座の開催案内・対象については市広報に案内を載せていますので、ご関心のある講座にお申し込みください。

〈対象者〉 0～12歳までの子ども(※講座により対象年齢が異なります。)

問合せ先 コミュニティ推進課 ☎06-6992-1520 各コミュニティセンター

中部エリアコミュニティセンター	☎06-6991-0318	北部コミュニティセンター	☎06-6906-5400
庭窪コミュニティセンター	☎06-6902-0580	西部コミュニティセンター	☎06-6993-1341
南部エリアコミュニティセンター	☎06-6997-4120	東部エリアコミュニティセンター	☎06-6902-5500
八雲東コミュニティセンター	☎06-6906-6300	よつば未来会議室・体育室	☎06-6780-4428
鈴コミュニティセンター	☎06-6991-1548		

もりぐち歴史館「旧中西家住宅」

かるた会やひな祭りなど四季折々の行事を開催し、子どもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供しています。開催案内については市広報に案内を載せています。

〈対象者〉 限定しない 〈住所〉 大久保町4-2-26

問合せ先 もりぐち歴史館「旧中西家住宅」 ☎06-6903-3601 生涯学習・スポーツ振興課 ☎06-6995-3158

認定こども園や保育所、幼稚園など

各施設では、園庭開放や子育て相談を実施するなど子育て支援事業を行っています。詳しくは各施設に直接ご連絡ください。(各施設の連絡先は「P.35～36 守口市子育てマップ」を参照)

〈対象者〉 未就学児と保護者

問合せ先 こども家庭センター「あえる」(市民保健センター内) ☎06-6995-7833

こころ、ほどける場所

親子和みカフェ日和



暮らしを整えるひとときを

NAGOMI-home café-は、「美」「食」「住」をテーマにしている親子でくつろげるやさしいカフェ。

からだにやさしいお食事と、
こだわりのスペシャルティ珈琲。

「お子さまと」「お友だちと」
気兼ねなくカフェで和める時間を提供しています。

そして住まいのリフォーム相談もできる、
ちょっと特別な場所です。
暮らしにまつわるご相談もあれば、
珈琲を片手に気軽にお話してください。



NAGOMI
-home café-



HP



LINE



MAP

営業時間/9:00~16:00 定休日/日、月、祝(他)
守口市佐太中町6-50-6 070-8964-5551(代:松尾)

地図で見る子育て関連施設

守口市子育てマップ

子育て関連施設の種類

- ◇公立認定こども園
- ◆私立認定こども園
- 私立保育所
- 私立幼稚園
- ▼小規模保育事業所等
- ☆子どものための公立施設



地図で見る子育て関連施設

🐱 は、病児・病後児保育を実施。(P.21参照) 🐼 は、地域子育て支援拠点事業を実施。(P.20参照)

東部エリア

① にじいろ認定こども園	☎06-6909-1122	8 ゆずり葉こども園	☎06-6903-8406
① 一乗寺学園	☎06-6901-2400	9 らいこうじ学園	☎06-6902-3170
② 大阪国際大和田幼稚園	☎06-6902-5931	1 アイグラン保育園大日東	☎06-6995-4380
大阪国際学園子育て支援センター🐼	☎06-6902-5931	2 オリビアおおぞら保育園	☎06-6902-2250
③ 梶らいこうじ学園	☎06-6902-1160	1 第2一乗寺学園🐼	☎06-6901-2411
④ 金田幼稚園	☎06-6901-8873	2 大日保育園第一	☎06-6916-5011
⑤ 白百合幼稚園	☎06-6901-2881	2 大日保育園第二	☎06-6916-5022
⑥ たちばな東こども園	☎06-6901-2763	3 とも共同保育所ともっこ園	☎06-6901-2377
⑦ 守口中央こども園🐼	☎06-6901-0521	4 ポップ保育園※	☎06-6905-0550

※令和8年3月31日をもって廃園。

中部エリア

⑩ 早苗幼稚園	☎06-6991-2595	7 京阪グレース保育園	☎06-7507-2077
⑩ 早苗幼稚園病児保育室🐱	☎080-4128-5621	8 コスモス共同保育所	☎06-6992-7249
⑪ 白鳩チルドレンセンター八雲中🐼	☎06-6909-0061	9 千成ヤクルトほとと保育園	☎06-6991-8963
⑫ 土居ひまわりこども園	☎06-6991-2441	⑩ 大日サンフレンズ保育園	☎06-6905-8776
⑬ ひかり保育園	☎06-6909-3344	⑩ 大日第二サンフレンズ保育園	☎06-6908-5555
⑭ まことそとじまこども園	☎06-6997-0484	⑪ 武下家庭保育所	☎06-7501-4466
⑮ みゆき西こども園	☎06-6991-2901	⑫ ナースリーさくら	☎06-6993-3553
⑯ 御幸幼稚園・さくらんぼ保育園	☎06-6991-1822	⑫ ナースリーさくら第二園	☎06-6993-3554
1 守口幼稚園	☎06-6992-0109	⑬ Fine ひまわり保育園	☎06-6998-9090
3 アイグラン保育園浜町	☎06-6991-5100	⑬ 土居ひまわりこども園 (地域子育て支援センター)🐼	☎06-6998-9090
5 おひさま保育園	☎06-6993-3626	⑭ 守口サンフレンズ保育園	☎06-6115-5203
6 グレース保育園	☎06-6901-8880	☆ 守口市役所	☎06-6992-1221
6 大日病児保育室🐱	☎06-6901-9050	☆ 守口市教育センター	☎06-6997-0703
		☆ 大阪府守口保健所	☎06-6993-3131

南部エリア

② あおぞら認定こども園	☎06-6992-1674	⑯ 寺内さくら つばみルーム	☎06-4304-4363
⑬ 北てらかた森のこども園🐼	☎06-6998-7424	⑰ 誠心保育園	☎06-6780-4023
⑮ 三郷幼稚園	☎06-6991-1881	⑰ 誠心第二保育園	☎06-6780-4122
⑲ 寺内さくらこども園	☎06-6991-0497	⑱ ちびっこランド京阪守口園	☎06-6997-3001
⑳ 高瀬ひまわりこども園	☎06-6996-0301	⑲ 手をつなごう あおき保育園もりぐち	☎06-4394-7923
⑳ ひまわりデイケアセンター🐱	☎06-6996-0301	⑳ Bambi 保育園	☎06-6998-7788
㉑ 寺方幼稚園	☎06-6992-7090	㉑ ピンクハートこども園	☎06-6998-5232
㉒ にしき認定こども園	☎06-6997-4008	㉒ 南寺方にこここ保育園	☎06-6780-9277
㉓ 橋波幼児舎	☎06-6998-5321	㉒ 南寺方にこここ第二保育園	☎06-6780-9278
㉓ ラポールチャイルドケアルーム🐱	☎06-6998-5321	㉓ もりもりえがの保育園	☎06-6998-7272
㉔ 守口東幼稚園 まこと保育園	☎06-6996-8787	㉔ Rabbit 保育園	☎06-6991-9499
4 アイグラン保育園東光町	☎06-4397-7912	㉔ カンガルーキッズケアルーム🐱	☎06-6991-9616
5 トレジャーキッズもりぐち保育園	☎06-4397-7748	㉕ にしき認定こども園(あそびぽニー)🐼	☎080-2648-5158
6 ニチキッズもりぐち橋波保育園	☎06-6115-5981	☆ 守口市市民保健センター	☎06-6992-2217
7 守口のぎく保育園	☎06-6439-8160	☆ こども家庭センター「あえる」	☎06-6995-7833
⑮ くろしお保育園	☎06-6996-1177	☆ 児童発達支援センター	☎06-6996-0050

地図で見る子育て関連施設

地図で見る子育て関連施設

守口市内障がい児通所支援事業所マップ



地図で見る子育て関連施設



守口市内障がい児通所支援事業所 一覧

令和7年9月1日現在



事業所名	電話番号	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	居宅訪問型 児童発達支援
1 守口市立児童発達支援センター	06-6996-0050	○		○	
2 放課後等デイサービス事業所どり〜むはうす	06-6994-8560		○		
3 みずいろはうす	06-6780-4212	○	○		
4 児童ディスパル・ぶりずむ	06-4304-4585	○	○		
5 ワイワイメール守口教室	06-6780-4248		○		
6 どんぐりの家	06-6906-7233	○	○		
7 きらら守口	06-7163-7231	○	○		
8 地域生活総合支援センターいま	06-6780-4370		○		
9 あさがおねっと	06-7508-4909		○		
10 放課後等デイサービスウィズ守口滝井	06-6967-8735	○	○		
11 放課後等デイサービスらいとすベース	06-7508-3313		○		
12 児童ディスパル・ゆりいか	06-4397-7582	○	○		
13 キッズポンド守口	06-6909-8900	○	○		
14 児童発達支援・放課後等デイサービス ekubo Mikke	06-6991-9815	☆	☆		
15 YCCもこもこ守口教室	06-6998-7001	○	○		
16 放課後等デイサービス クリーむうさぎ・守口	06-6916-3505		○		
17 児童デイ はっぴー	06-6916-0555	☆	☆		
18 オールケア大日	06-6904-8880	○☆	○☆	○	○
19 CLAN守口	06-6780-3700		☆		
20 ハイチース	06-6992-6601	○	○		
21 COMPASS発達支援センター守口	06-6991-9138	○	○	○	
22 ファミリアキッズ守口	06-6916-5581	○	○		
23 あさがおねっと守口	06-6115-5778	○	○		
24 きららジュニア	06-6998-1470	○	○		
25 ビーナスキッズもりぐち	06-6997-6621	○	○		
26 リコララ守口教室(旧エコルド守口教室)	06-4397-7078	○	○		
27 ふくろう	06-6901-8850	○	○		
28 療育こども園凸(でこ)	06-7494-8371	○	○		
29 あさがおきずっ八雲	06-6780-9880	○	○		
30 放課後等デイサービス メルルキッズ守口	06-6906-5555	○	○		
31 YCCもこもこ守口駅前教室	06-6997-9001	○	○		
32 児童発達支援・放課後等デイサービス LUMO 守口校	06-6786-9608	○	○		
33 児童発達支援・放課後等デイサービス ちえのわ	06-6105-0810	○	○		
34 児童発達支援・放課後等デイサービス LUMO 守口第二校	06-6780-9704	○	○		
35 あげばし	06-6995-4793	○	○		
36 みつくべりー	06-6914-9276	○	○		
37 児童発達支援・放課後等デイサービス きらめき	06-6115-5416	○	○		
38 step	06-6991-2595	○		○	
39 きららプラス	06-4400-7671	○	○		
40 ハウディー	06-4400-9962	○	○		
41 コベルプラス 守口大日教室	06-6914-9182	○	○		
42 キミノみらいテラス	06-6115-9260		○		
43 オールケアあゆむ 児童発達支援めばえ	06-6780-9663	○	○		
44 オールケアあゆむ 児童デイあおぞら	06-6780-9663	☆	☆		
45 リコララ滝井教室	06-6115-9250	○	○		
46 cocom	06-6780-9960	○	○	○	

見方 ☆は、主として重症心身障がい児の方が通う事業所として、指定を受けています。

※事業所ガイドブックには、事業所ごとの支援内容など、詳細が掲載されています。
障がい福祉課のホームページをご覧ください。



相談窓口

事業所名	電話番号/FAX	住所
1 オールケア相談支援センター	06-4397-7889/06-4397-7272	守口市大久保町1-1-18
2 相談支援センターみらい	06-6780-4365/06-6780-4371	守口市寺方本通2-20-4

地図で見る子育て関連施設

子どもが病気になったら

大切なお子さんのために、日頃から何でも相談できるかかりつけの病院や、夜間や休日に対応してくれる医療機関をチェックしておきましょう。

休日・夜間診療所・緊急医療体制

内科・小児科

夜…夜間に利用可能 休…休日に利用可能

医療機関名	曜日	受付時間	所在地・電話番号
守口市休日 応急診療所 (内科・小児科)	土曜日	18:00～20:30	守口市大宮通1-13-7 市民保健センター1階 ☎06-6998-9970
	日曜・祝日	10:00～12:00 13:30～16:30 18:00～20:30	
北河内こども 夜間救急センター (小児科)	毎日	【受付】20:30～翌日6:30	枚方市禁野本町2-14-16 枚方市医師会館1階 ☎072-840-7555
		【診療】21:00～ 翌日7:00 (365日対応)	
大阪市 中央急病診療所 (内科・小児科)	平日	22:00～翌日5:30	大阪市西区新町4-10-13 ☎06-6534-0321
	土曜日	15:00～翌日5:30	
	日曜・祝日	17:00～翌日5:30	

歯科

医療機関名	曜日	受付時間	所在地・電話番号
守口市 休日応急診療所 (歯科)	日曜・祝日	10:00～11:30 13:00～16:30	守口市大宮通1-13-7 市民保健センター1階 ☎06-6998-9945
大阪府 歯科医師会 休日・夜間緊急歯科診療所	毎日	21:00～翌日3:00	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27 ☎06-6774-2600

判断に迷ったときは!! ☆緊急時はすぐに「119番」!!!

突然の病気やケガで困ったら

- 救急相談窓口「救急安心センターおおさか」 ☎06-6582-7119もしくは #7119
24時間365日体制で、市民からの救急医療相談を「相談員」「看護師」「医師」が対応します。

子どもの急な病気に困ったら

- 小児救急電話相談 ☎06-6765-3650もしくは #8000
19:00～翌日8:00に、小児科医の支援体制のもと「看護師」が相談に応じます。

救急病院を探すなら

- 大阪府救急医療情報センター ☎06-6693-1199
24時間365日体制でお電話での問い合わせにも対応します。
医療情報ネット(ナビイ)のホームページでも救急病院が探せます。(https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp)
- 守口市門真市消防組合消防本部 ☎06-6906-1122
対応可能な救急病院を24時間365日体制でお伝えします。

子どもが病気になったら



コラム 虐待かもと思ったら

虐待と思われる子どもがいたら…、子育てに悩む親がいたら…、ご自身が出産や子育てに悩んだら…
すぐにご連絡ください。(匿名での連絡も可能です。秘密は守られます。)

〈平日〉 ☎06-6992-1655 こども家庭センター「あえる」家庭児童相談(9:00～17:30で対応)

〈24時間365日体制〉 ☎189 児童相談所虐待対応ダイヤル(通話料無料)

一人ひとりを大切に
保護者の気持ちに
寄り添って
子どもたちの笑顔
を守ります



社会福祉法人
和修会

生後2ヵ月～就学前児童

**にしき
認定こども園**

守口市寺方本通
4丁目4-22



**北てらかた
森のこども園**

守口市寺方本通
1丁目3-4



生後2ヵ月～2歳児

連携

**Bambi
保育園**

守口市南寺方中通
3丁目14-8



**Rabbit
保育園**

守口市大宮通
4丁目4-14



3歳になると必ず
どちらか希望の園に
通えます。

病児保育室 生後6ヶ月～就学前児童

カンガルーキッズケアルーム

守口市大宮通4丁目4-14

子どもが病気の時、お仕事をされている方が
安心して預けられる専用の保育室



詳しくはお気軽にお問い合わせください。

社会福祉法人 **にしき認定こども園**
和修会

06-6997-4008

守口市寺方本通4丁目4-22

HPはこちら





産むを支える



産後部屋

個室は母子同室となっております。シャワー・トイレも室内にあり、産後落ち着いて過ごすことができます。



守口市産後ケア事業

2021年度から守口市への産後ケア事業利用者を受け入れています。お母さんの身体とココロが出産前の状態へ回復するよう促します。



お祝い膳

記念すべき日を思い出深いものにしていただくため、当院栄養管理部監修のお祝い膳を提供します。

患者さんに寄り添い、心暖かな看護を心がけています。

産婦人科医師

大学病院の産婦人科として安全を第一にサポート

助産師

24時間
お母さんと赤ちゃんの
生活を見守ります

小児科医師

新生児に異常等があってもすぐに
対応可能です

大学病院

だからこできる
手厚いサポート体制

看護師

妊産婦さんのサポート
に慣れたプロ集団

薬剤師

妊娠中にも使える
お薬をきっちり
調剤します

管理栄養士

調乳指導を
行ってます



〒570-8507 守口市文園町10番15号

TEL: 06-6992-1001 休診日: 第2・4土曜・日曜・祝日

